

令和5年第2回(6月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	令 和 5 年 6 月 7 日																								
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																								
開 会 (開 議)	令 和 5 年 6 月 7 日 午前 9 時 2 9 分 宣 告 (第 1 日 目)																								
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1番</td> <td>神 崎 静 代</td> <td>2番</td> <td>吉 村 今 日 子</td> </tr> <tr> <td>3番</td> <td>南 真 紀</td> <td>4番</td> <td>奥 山 一 臣</td> </tr> <tr> <td>5番</td> <td>南 田 善 紀</td> <td>6番</td> <td>高 田 好 子</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>木 谷 慎 一 郎</td> <td>8番</td> <td>澤 美 穂</td> </tr> <tr> <td>9番</td> <td>木 口 屋 修 三</td> <td>10番</td> <td>伊 藤 勇 二</td> </tr> <tr> <td>11番</td> <td>辰 己 圭 一</td> <td>12番</td> <td>先 山 哲 子</td> </tr> </table>	1番	神 崎 静 代	2番	吉 村 今 日 子	3番	南 真 紀	4番	奥 山 一 臣	5番	南 田 善 紀	6番	高 田 好 子	7番	木 谷 慎 一 郎	8番	澤 美 穂	9番	木 口 屋 修 三	10番	伊 藤 勇 二	11番	辰 己 圭 一	12番	先 山 哲 子
1番	神 崎 静 代	2番	吉 村 今 日 子																						
3番	南 真 紀	4番	奥 山 一 臣																						
5番	南 田 善 紀	6番	高 田 好 子																						
7番	木 谷 慎 一 郎	8番	澤 美 穂																						
9番	木 口 屋 修 三	10番	伊 藤 勇 二																						
11番	辰 己 圭 一	12番	先 山 哲 子																						
欠 席 議 員	な し																								
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 己 政 行</td> </tr> <tr> <td>こども未来創造部長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>水 口 洋 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>川 合 孝 悟</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>大 津 和 之</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	池 田 朝 博	教 育 長	大 西 孝 浩	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	辰 己 政 行	こども未来創造部長	坂 田 達 也	環 境 整 備 部 長	水 口 洋 司	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	平 川 貴 治	総 務 課 長	川 合 孝 悟	企 画 財 政 課 長	大 津 和 之		
町 長	森 宏 範																								
副 町 長	池 田 朝 博																								
教 育 長	大 西 孝 浩																								
総 務 部 長	加 地 義 之																								
住 民 福 祉 部 長	辰 己 政 行																								
こども未来創造部長	坂 田 達 也																								
環 境 整 備 部 長	水 口 洋 司																								
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																								
会 計 管 理 者	平 川 貴 治																								
総 務 課 長	川 合 孝 悟																								
企 画 財 政 課 長	大 津 和 之																								

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>農業委員会会長 岡 田 哲 夫</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局 長 吉 田 政 二</p> <p>議会事務局 主任 小 村 雄 一</p>
町長提出議案の題目	<p>同意第 5 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 6 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 7 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 8 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 9 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 10 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 11 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 12 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 13 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 14 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 15 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>同意第 16 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>承認第 8 号 令和 5 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について</p> <p>議案第 26 号 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 27 号 F S S 3 5 スポーツアリーナの設置及び管理に関する条例の制定について</p> <p>議案第 28 号 F S S 3 5 スポーツパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 29 号 財産の取得について</p> <p>報告第 2 号 令和 4 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について</p> <p>報告第 3 号 令和 4 年度三郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について</p> <p>報告第 4 号 令和 4 年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について</p>

	報告第 5号 令和4年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の 氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 3番 南 真 紀 4番 奥 山 一 臣

令和 5 年 第 2 回 (6 月)

三郷町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 5 年 6 月 7 日

午前 9 時 2 9 分開議

日 程

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 同意第 5 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 4 | 同意第 6 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 5 | 同意第 7 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 6 | 同意第 8 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 7 | 同意第 9 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 8 | 同意第 10 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 9 | 同意第 11 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 10 | 同意第 12 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 11 | 同意第 13 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 12 | 同意第 14 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 13 | 同意第 15 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 14 | 同意第 16 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 15 | 承認第 8 号 | 令和 5 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 1 号) の専決処分について |
| 第 16 | 議案第 26 号 | 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算 (第 3 号) |
| 第 17 | 議案第 27 号 | F S S 3 5 スポーツアリーナの設置及び管理に関する条例の
制定について |
| 第 18 | 議案第 28 号 | F S S 3 5 スポーツパークの設置及び管理に関する条例の一
部改正について |
| 第 19 | 議案第 29 号 | 財産の取得について |
| 第 20 | 報告第 2 号 | 令和 4 年三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 21 | 報告第 3 号 | 令和 4 年三郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について |
| 第 22 | 報告第 4 号 | 令和 4 年三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について |

- 第 2 3 報告第 5 号 令和 4 年三郷町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 2 4 提案理由の説明
- 第 2 5 一般質問

開 会 午前 9時29分

〔開会宣告〕

議長（先山哲子） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第113条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和5年第2回三郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

〔町長招集の挨拶〕

議長（先山哲子） 町長から招集の挨拶がございます。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第19号によりまして、令和5年第2回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、厚く御礼を申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、今月2日から3日にかけて大型台風2号が日本列島の南を通過した影響により、梅雨前線が活発化し、本町も長時間にわたる豪雨に見舞われました。一時は65名の方が避難所へ避難し、道路の冠水や倒木などの被害は見られたものの、幸い人的被害の発生はありませんでした。しかしながら、まだ出水期に入って間もないことから、引き続き気を緩めることなく職員全体で万全の体制を整えてまいります。

それでは、改めまして、本定例会に提出いたします議案は、同意案件12件、承認案件1件、議決案件4件、報告案件4件の計21件であります。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

議長（先山哲子） 日程に入ります前に、澤美穂議員、木谷慎一郎議員、辰己圭一議員の3名の議員から、三郷町議会会議規則第129条の規定により、議員資質向上に資するための研修への参加を目的とし、派遣承認申請がありましたので、議長は許可しております。

まず、澤美穂議員におかれましては、「令和5年度市町村議会議員研修～社会保障・社会福祉～」に関する研修への参加でございます。日程につきましては、7月3日月曜日から5日の水曜日までの3日間で、場所は滋賀県大津市全国市町村国際文化研修所でございます。

次に、木谷慎一郎議員におかれましては、「全国地方議会サミット2023～変わる社会・デジタル・あたらしい民主主義～」に関する研修へのリモートによる参加でございます。日程につきましては、7月5日水曜日から6日木曜日までの2日間であります。

また、辰己圭一議員におかれましては、「アフターコロナ後の市町村における稼ぐ観光政策～観光政策の落とし穴と、鋭い議会質問とは？～」に関する研修への参加であります。日程につきましては、8月7日月曜日で、場所は京都市、京都経済センターでございます。

9月定例会の全員協議会におきまして、研修報告をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（先山哲子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、3番、南真紀議員。4番、奥山一臣議員を指名いたします。

〔会期の決定〕

議長（先山哲子） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間にしたいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月14日までの8日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（先山哲子） 次に、日程第3、「同意第5号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から日程第23、「報告第5号、令和4年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。

日程第 3 同意第 5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 同意第 6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 同意第 7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

			いて
日程第 6	同意第 8 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ	いて
日程第 7	同意第 9 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ	いて
日程第 8	同意第 10 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ	いて
日程第 9	同意第 11 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ	いて
日程第 10	同意第 12 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ	いて
日程第 11	同意第 13 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ	いて
日程第 12	同意第 14 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ	いて
日程第 13	同意第 15 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ	いて
日程第 14	同意第 16 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ	いて
日程第 15	承認第 8 号	令和 5 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について	
日程第 16	議案第 26 号	令和 5 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）	
日程第 17	議案第 27 号	F S S 3 5 スポーツアリーナの設置及び管理に関する条例の制定について	
日程第 18	議案第 28 号	F S S 3 5 スポーツパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第 19	議案第 29 号	財産の取得について	
日程第 20	報告第 2 号	令和 4 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
日程第 21	報告第 3 号	令和 4 年度三郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について	

日程第 2 2 報告第 4 号 令和 4 年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 2 3 報告第 5 号 令和 4 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（先山哲子） 日程第 2 4、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず、初めに同意第 5 号から同意第 1 6 号まで、「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、現行の農業委員会委員の任期が本年 7 月 1 4 日に満了となることから、農業政策に関して優れた識見と豊富な経験を有しておられる。瓜生芳永氏、大川喜代次氏、岡田哲夫氏、坂本定義氏、下村修氏、辰己圭一氏、谷口誠男氏、森重敏氏、森田昭男氏、山内祥行氏、山崎勝重氏、吉岡裕之氏の 1 2 名を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、「承認第 8 号、令和 5 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」であります。本会計におきまして、令和 4 年度の収支に赤字が生じたことから、令和 5 年度において繰上充用を行うため、本年 5 月 3 1 日付をもって専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、当初予算に 1 億 9, 1 3 8 万 9, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 1 億 9, 6 6 7 万 8, 0 0 0 円としたものであります。

続きまして、「議案第 2 6 号、令和 5 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）について」であります。既決予算に 2 億 1, 8 9 2 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 1 1 4 億 2, 2 3 4 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、令和 3 年第 1 回定例会で宣言いたしました三郷町ゼロカーボンシティ実現のため、購入から 2 0 年以上経過してい

る公用車をCO₂を排出しない電気自動車に更新する費用として、総務費の一般管理費及び教育費の事務局費で、それぞれ287万4,000円を計上するものであります。また、あわせて電気自動車充電設備を整備するため、財産管理費で27万8,000円を計上するものであります。

次に、国のマイナポイント第2弾の申請期限の延長に伴い、マイナポイントの申請を支援する会計年度任用職員の任用を延長するため、情報管理費で74万5,000円を追加するものであります。また、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業におきまして、自治会活動に対する助成及び自主防災組織に対する助成で、それぞれ1団体が採択されたことから、自治振興費で210万円。消防費の防災費で150万円をそれぞれ計上するものであります。また、前年度の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業の国庫補助金の精算に伴う返還金として、諸費で1,923万8,000円を追加するものであります。

次に、昨今の電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、さまざまな困難に直面した方が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、地方創生臨時交付金を活用し、二つの支援事業を実施します。

まず、一つ目は、町独自の生活者支援事業といたしまして、全住民を対象に、1人当たり3,000円のギフト券を支給するため、物価高騰生活者支援事業費で7,436万円を計上するものであります。

次に、二つ目は、低所得世帯支援事業といたしまして、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給するため、民生費の低所得世帯支援給付金事業費で9,502万8,000円を計上するものであります。

次に、民生費では、西部保育園の当初予算において、会計年度任用職員の保育士を任用する予算を計上しておりましたが、応募がないことから、人材派遣会社を通じて保育士を確保するため、西部保育園運営費で、人材派遣委託料として1,261万3,000円を増額する一方、当初計上していた会計年度任用職員の報酬等を484万4,000円減額するものであります。

次に、教育費では、本年4月から運用を開始している見守りビーコンにつきまして、さらなる安全性の向上のため、中学校の正門に新たな受信機を設置する経費として、義務教育振興費で78万3,000円を計上するものであります。

また、F S S 3 5 キャンパス内のスポーツパーク及び体育館で必要となる備品や、ガス・水道などの光熱水費、また、体育館の施設管理を委託する経費などを含め、スポーツ施設管理費で1, 137万4, 000円を計上するものであります。

一方、歳入では、F S S 3 5 キャンパス体育館などの使用料収入で333万円を計上するものであります。

次に、国庫補助金では、マイナンバーカード普及促進事業に対する補助金として239万円を物価高騰生活者支援事業費及び低所得世帯支援給付金事業費の財源として、地方創生臨時交付金で1億6, 499万2, 000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、ビーコン設置に係る補助金として、県補助金で30万円を、コミュニティ助成事業に伴い、雑入で360万円を計上するものであります。

最後に、歳出でご説明いたしました公用車の電気自動車の購入及び充電設備整備に対し、交付税算入のある有利な起債を借り入れるため、総務債で540万円を計上するとともに、財政調整基金繰入金で3, 891万1, 000円を増額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第27号、F S S 3 5 スポーツアリーナの設置及び管理に関する条例の制定について」であります。

F S S 3 5 キャンパス内の既存の体育館をスポーツアリーナとして、多くの方々にスポーツ交流の場として活用いただけるよう施設の管理や使用料について定めるため、本条例を制定し、本年7月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第28号、F S S 3 5 スポーツパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、本年4月1日にオープンしたF S S 3 5 スポーツパークについて既に多くの方々にご利用いただいているところですが、町外からの利用者も非常に多く見られることから、子どもの居場所として、今後より一層訪れやすいエリアとするため、利用料金の改定を行うとともに使用区分の一部を変更し、本年7月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第29号、財産の取得について」であります。現在、山辺・県北西部広域環境衛生組合において、県内10市町村共同によるごみ処理の広域化が進められているところですが、令和7年1月より可燃ごみを搬入するに当た

り、収集車両への積み込みなどに必要となるタイヤショベルを購入するもので、指名競争入札の結果、株式会社カメカワ、代表取締役亀川法生を契約の相手方とし、580万円で財産購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、「報告第2号、令和4年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。

令和4年度における同会計の繰越明許費として、総務費で出産・子育て応援給付金事業をはじめ、10事業で総額5億9,875万円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、「報告第3号、令和4年度三郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について」であります。

令和4年度一般会計において、ふれあい交流センターで年度末に消防設備の緊急改修工事が必要となりましたが、新型コロナウイルスの影響による物流の世界的な停滞及び半導体不足に伴い、年度内の完了ができないという不測の事態が発生したことにより、事故繰越しとして民生費で399万9,000円を本年3月31日付で翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、「報告第4号、令和4年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について」であります。

同会計において、污水管築造工事及び管理図書作成業務と合わせて、2,466万4,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

最後に、「報告第5号、令和4年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について」であります。

同会計におきましても、管網整備事業における信貴山西地区及び大字勢野地区の配水管布設替等工事並びに上下水道料金・公営企業会計システムのソフトウェア改修で、3,066万円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議いただき、承認、可決賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（先山哲子） 以上で、提案理由の説明を終結いたします。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（先山哲子） それでは、審議日程及び委員会付託につきましては、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。（別紙1頁～5頁）

以上でございます。

議長（先山哲子） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

〔一般質問〕

議長（先山哲子） 日程第25、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されております。また、第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限いたします。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順に質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしく願いいたします。

それでは、6番高田好子議員、一問一答方式で行います。

6番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 高田議員。

6番（高田好子）（登壇） 皆様、おはようございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきました。今任期初めての一般質問となります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、先般通告させていただきました1問目の項目、子育て支援の充実についてをお伺いいたします。

厚生労働省は、本年2月28日に2022年度の人口動態総計の速報値を公表いたしました。コロナ禍による2022年の出生数は、統計開始以来最も少ない79万9,728人、初めて80万人を割り込み、国の推計より10年ほど早く

少子化が進んでおり、少子化の克服は大きな課題であり、少子化対策は待ったなしの状況であります。核家族化が進み、地域とのつながりも希薄になる中で、孤立感や不安感を抱く妊産婦や子育て世帯も増えており、このような厳しい状況を打開するためにも、子どもを産み育てることを希望する人たちが安心して子どもを産み育てられる環境をしっかりとつくっていくことが求められております。

そして今後は、家族だけではなく、社会全体で子どもを育むという視点が重要となります。国の令和4年度第2次補正予算に出産・子育て応援交付金が創設され、この交付金による出産、子育ての応援事業は、妊娠期から出産、子育て期まで一貫して寄り添い、面談や情報発信を行うことを通じてさまざまなニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届時の5万円相当、出産届時の5万円相当、計10万円相当の出産育児関連用品の購入費用の助成や子育てサービスの利用負担の軽減など、経済的支援を一体的に継続して実施していくものです。

本町でも3月定例会の補正予算に、出産・子育て応援交付金事業が盛り込まれました。この事業により、これまで支援が手薄とされてきた妊娠前後やゼロ歳から2歳児に焦点を当てた施策の充実につながります。本町においても、出産育児の不安を和らげ、孤立を防ぐ事業として、お母さんたちに寄り添い、妊娠から出産、子育て時期に適時適切な支援につながるようお願いいたします。

そこでお尋ねいたします。この新たな子育て支援について、町では既に始まっていると思いますが、内容とスケジュール等の詳細をお聞かせください。

また、伴走型相談支援における面談の実施時期や方法、また、伴走型相談支援の充実に向けた人材育成や人材確保が必要と考えられますが、ご所見をお聞かせください。

また、経済的支援について、出産、子育て応援ギフトの支給内容については各自治体の創意工夫により実施することが可能とされ、今後継続事業としても実施していく中で、支給時期、支給要件についてお伺いいたします。

最後に、事業開始時点で既に妊娠、出産されている方や出産に至らなかった方への対応についてもあわせてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（先山哲子） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） おはようございます。よろしくお伺いいたします。それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、全国における2022年の出生数は、初めて80万人を割り込み、国の推計より約10年も早く少子化が進行している状況であります。本町における出生数も、令和2年度で158人、令和3年度154人、令和4年度は137人と年々減少しているのが現状であります。

こうした中、厚生労働省では、少子化対策の一環として昨年12月に出産子育て応援交付金事業を創設し、本町では、本年2月6日付で専決処分を行い、3月定例会にて報告し、ご承認をいただき、3月1日より事業を開始しているところであります。事業内容につきましては、妊娠から出産子育てまで、一貫したサポートを寄り添いながら行う伴走型相談支援と、妊娠届及び出生届時にそれぞれ5万円を給付する経済的支援を一体的に行う事業であります。

それでは、初めに、伴走型相談支援に関する面談の実施時期及び方法について説明させていただきます。

まず、妊婦の場合、妊娠届時にアンケート調査を実施しており、同時に給付金の申請書を記入していただいています。また、妊娠8か月前後には、職員が妊婦へ電話をかけ、不安に感じていることやお困り事はありませんかなどのアンケート調査を行い、さまざまなニーズに即したサービスの提供や相談支援を実施しています。さらに、出産後につきましては、1か月前後に保健師が全戸に新生児訪問指導を実施し、お子さんの成長発達の確認や保護者の悩みなど、アンケート調査等を通じ、ニーズに即した効果的な支援につなげています。

次に、人材育成及び確保についてでございますが、本事業では、人件費も補助対象となることから、今年度より会計年度任用職員1名を配置し、職員の負担軽減に努めながら、補助金制度を有効に活用しています。また、人材育成につきましては、経験のある保健師が若手職員と同行し、現場の声を直接聞き取り、メモを取りながら日々学んでいます。今後につきましては、実務者研修などの機会を捉え、積極的に参加するよう促し、職員の資質向上及びスキルアップに努めてまいります。

続きまして、経済的支援について説明させていただきます。

まず、支給対象者については、原則令和4年4月1日以降妊娠及び出産した方が対象となり、流産や死産の方々も妊娠期を過ごされていることから給付対象となります。また、給付金の支払い時期につきましては、出産及び子育て応援ギフトとも、申請書を受理した日から1か月以内に指定口座へ入金できるよう事務を

進めています。

議員ご質問の事業開始時点で既に妊娠及び出産されている方への対応につきましては、一日も早く給付金を支給する必要があるため、事業概要の説明案内や申請書等を送付しています。さらに出産されている方には、新生児全戸訪問時にアンケート調査も実施をしています。

その一方で、出産に至らなかった方への対応につきましては、誰一人取り残さないようお声がけをできる範囲で行い、しっかりと寄り添いながら、相談窓口の周知を行っているところであります。

以上が、出産子育て応援交付金事業の概要及び実施状況についてであります。

最後に、本町では独自の事業として、不妊不育治療費の助成や産後ケア及び産前産後ヘルパー事業など、ある一定の少子化対策を講じているところであります。また、現在、国では、異次元の少子化対策について議論されており、今後の動向に注意しつつ、本町における少子化対策についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） ただいま部長より、出産子育て応援金のことなどをお聞かせいただき、迅速に対応していただき、現金給付を選択していただいたことをお聞きしました。該当されている方からは喜ばれており、素早い対応に感謝申し上げます。

また、国では、来年以降も継続事業としていく方針でありますので、ぜひ、お子さんの生まれた家族にとっては使いやすい、また、実際に子育ての助けとなるような工夫をしていただきたいと願っております。

ほかにも伴走型相談支援、経済支援もさまざまやっただいており、町独自の支援や細かくやっただいていることは高く評価しております。しかし、その中で特にお願いしたいのは、出産に至らなかった方について、以前にも質問させていただきましたグリーフケアの観点からも、丁寧な対応を心がけていただき、心のケアなど、きめ細やかな配慮をしていただけるようによろしくお願いいたします。

次に、コロナ禍でますます深刻化する孤独、孤立の問題は、子育て環境につい

でも例外ではありません。保育園や幼稚園に通っていない未就園児家庭への支援が課題となっております。ふだん保育園や幼稚園に通っていない未就園児家庭は、社会とのつながりが希薄になりやすく、特に、専業主婦家庭では、平日の子育ての分担を母親1人で対応していく割合が高く、精神的な負担や子育てについての悩みや不安を感じる割合も高いと言われております。

現在の子ども・子育て支援新制度では、ゼロ歳から2歳児は、親の就労や病気など、保育を必要とする事由があれば、定期的な保育サービスを受けられますが、そこから外れる専業主婦家庭では、一時預かり事業など、不定期な保育サービスに限られています。

昨年行われた、ゼロ歳以上の未就園児保護者2,000人の認定NPO法人によるアンケートの調査結果によると、未就園児家庭のほうが、定期的に保育を利用している家庭より、子育ての中で孤独を感じると回答した割合が10%ほど高く、また、未就園児を持つ親が低年齢の家庭では、子育ての中で孤独を感じると回答した人は5割以上を占めました。さらに、子育ての中で孤独を感じている家庭の70.6%が定期保育サービスを利用したいと回答しております。また、未就園児を持つ家庭の56.4%が定期保育サービスの利用を希望され、利用する場合の希望頻度としては、週1日から2日、1回当たり3時間から5時間が多く、現行制度よりも短期間、短時間の利用ニーズが寄せられております。

一方で、実際に一時預かりサービスを利用したことがある未就園児家庭は1割強にとどまっているのが現状です。未就園児家庭は、人知れず孤独な子育てに陥りやすく、24時間小さな子どもと過ごすことでストレスがかかり、虐待リスクが高まることもあるとの指摘もされております。週に1日でも2日でも定期的に保育園を利用することができれば、保育士などから、家庭内のリスクや異変に気づいていただくことができるなど、早期サポートが期待できます。

保育園は保育を提供するだけでなく、子育てのセーフティネットとして重要な役割を担っていると考えています。本年4月に発足したこども家庭庁の令和5年度当初予算に、空き定員のある保育園などで未就園児を対象とした定期的な預かりモデル事業の実施が盛り込まれています。

そこでお伺いいたします。専業主婦家庭などの未就園児を定期的に預かる保育制度の創設についてのご見解をお伺いいたします。

次に、2024年4月施行予定の改正児童福祉法では、子育てに困難を抱える

世帯がこれまで以上に顕在化してきた状況等を踏まえ、子育て世代に対する包括的な支援のための体制強化として、市町村において、こども家庭センターの設置に努めることとされています。こども家庭センターの設置について、本町の対応をお聞かせください。また、考えられる効果等、設置をする上での課題についても伺いいたします。よろしくお願いいたします。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（先山哲子） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の未就園児の保育制度につきましては、現在、政府が実証実験を含め検討中であり、本町での実施につきましては、国の動向を注視しながら、今後の検討課題であると認識をしています。それまでの間、既存の事業でありますファミリーサポート事業やちいすてっぷ、一時預かり保育や産後ケアなどの事業を、引き続き保護者の方々に広く周知を行い、寄り添いながら心のケアができるよう伴走型相談支援に重点を置いてまいりたいと考えております。

次に、2点目のこども家庭センターの設置に向け、本町ではどのように考えているのか、また、効果及び課題等についてのご質問をいただきました。

今回の児童福祉法の改正では、令和6年4月以降に、こども家庭センターを市町村において設置することが努力義務化されました。現在本町では、母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける子育て世代包括支援センターと、児童福祉法に基づき、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する子ども家庭総合支援拠点が併存し、子どもやその保護者が安心して生活ができるよう努めているところであります。

今回の改正では、この二つの組織を一体化することにより、情報の共有や報告、連絡、相談などの連携が密になり、素早く対応できるという効果が期待されることから、こども家庭センターの設置が市町村に求められております。

このことから、本町では、来年度の設置に向け、まずは既存の組織をベースに何が必要なのか、何が足りないのか、あらゆる問題点を検証し、現在協議を重ねているところであります。

また、議員ご質問の設置に伴う課題等につきましては、大切な子どもの命とその保護者を守りながら、安心して生活を送っていただけるよう、個々の問題だけ

ではなく、その家庭全体の問題を支援していくためには、まずは子どもの気持ちを酌み取ることができ、保護者からも信頼され、時には毅然と保護者に対し指導や助言ができる人材の確保と育成、いわゆるマンパワーが最も重要であると考えております。

以上でございます。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再々質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） 今、部長のほうから未就園児の保育制度やこども家庭センターの設置などについて、いろいろお聞かせいただいて、マンパワーの必要性についてもお聞かせいただきました。そのことについて、支援体制のさらなる強化に向けて、組織機構改革について、本町のお考えをもう一度しっかりと聞きさせていただきたいと思えます。

今回の出産子育て応援交付金事業が行われるに当たり、さらに妊産婦への支援の充実を願うものであり、少子化が進む中、これまでご答弁いただいた経済的支援や子どもさんやお母さんに寄り添いながら行う支援の充実により、さらに子ども達を育てやすい環境が整備されることを期待するものです。

子ども達は三郷町の将来を託す地域の宝であり、持続可能なまちづくりを左右する大切な存在です。そのため、ご家庭で子ども達を安心して産み育てることができる環境を整え、さまざまな施策を切れ目なく展開することが極めて重要と考えております。これからも子育てするなら三郷町を目指し、子育て支援を最も重要な基幹となる施策の一つとして取り組んでいただくことを強くお願い申し上げ、ご答弁をお聞きし、私の1問目の質問を終了させていただきます。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（先山哲子） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

こども家庭センターの設置に向けた組織体制につきましては、先ほどの答弁でも少し触れましたが、本町では、要対協をはじめ、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点など、既に組織化が図られています。また、全ての組織において、児童相談所をはじめ、各関係機関や子どもに携わる関係部署、幼稚園、小中学校、教育委員会、住民福祉課などと連携を図りながら、緊急度に応じ

ケース会議等も随時開催しているところであります。

このようなことから、組織体制等につきましては、部署や課の増設といった組織改革などは現段階では考えておりません。まずは既存の組織をベースに、人材は足りているのか、何が必要なのかなどを関係部署や担当者の声を聞きながら一つ一つの問題点を検証し、よりよいこども家庭センターの設置に向け、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。

6番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） 続きまして、2番目の項目、障害者手帳アプリ「ミライロID」の活用による社会参加の促進についてをお尋ねいたします。

障害者手帳アプリ「ミライロID」は2019年に発表され、障害者手帳を所持している方用のスマートフォン向けアプリで、障害者手帳の情報をアプリに登録することにより、手帳の情報を表示することができるものです。アプリ特有の機能としては、利用者が飲食店で使えるクーポンの配信や障がい者種別に応じた生活に役立つ情報発信なども実施しており、さらには、公共交通機関や公共施設などで利用料の割引を受けることができるといったもので、全国3,800以上の事業者が本人確認のツールとして「ミライロID」を活用しており、既に全国の多くの自治体、県内では生駒市や田原本町、大淀町などでもこのアプリの画面を提示することで、紙の手帳と同様の扱いをする自治体が増えております。

以前にも障害者手帳のカード化について質問する中で、これまで障害者手帳を所持する住民の方からは、現在の紙形式の手帳について、持ち運びが不便や汚れやすいなどの声をいただいております。今後手帳のカード化については、マイナンバーカードとの一体化など、進むと思われませんが、それにはもう少し時間がかかると思います。

ほかにも個人情報の保護といった安全性の確保と注意が必要ではありますが、障がいの方が利用料の割引を受ける際の確認書類として「ミライロID」を認め、町内事業者等にも広く認知されることで、障がいの方々への外出、社会参加支援やサービス向上にもつながるものと思います。

そこでお伺いたします。本町の障害者手帳の現在の交付状況と障害者手帳の提示により障がい者割引を受けられる本町の公共施設については、どのようなものがあるのかをお尋ねいたします。また、難病の方は、この障がい者割引の対象となっているのか、現状をお聞かせください。

障がい者の方が公共交通機関や施設などで利用料の割引を受ける際に、これまでは障がい者であることの確認として、障害者手帳の提示によることが一般的な方法でしたが、障害者手帳を日常的に持ち歩くことで、破れたり、紛失するリスクがあるほか、利用するたびに事業者への手帳を提示すること自体が利用者の心理的な負担となっているというお声もお聞きします。令和2年6月には、内閣官房より関係署に対して、障がい者の本人確認等の簡素化の要請等について依頼がなされ、その中で、利用のたびに障害者手帳の提示を求めない事例として、スマートフォンアプリ「ミライロID」が紹介されております。外出時の利便性向上と心理的負担軽減や、手帳を確認する側の手間を軽減することにも期待される障害者手帳アプリ「ミライロID」の導入についてのご所見をお伺いたします。よろしくお願いたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） おはようございます。よろしくお願いたします。

まず初めに、議員ご質問の本町の障害者手帳の交付状況についてですが、現在身体障害者手帳は918人、療育手帳は278人、精神障害者保健福祉手帳は327人、合計で1,523人の方に交付しており、前年度より22人の減となっております。

次に、公共施設の障がい者割引についてですが、文化センター施設、スポーツセンタートレーニング室、ウォーターパークの使用料が全額免除となっております。また、難病の方につきましては、症状や程度によって障害者手帳の取得が可能であり、現在のところは、手帳の所持者が割引対象となっております。

最後に、障害者手帳アプリ「ミライロID」の導入についてですが、「ミライロID」とは、民間の企業が提供しているスマートフォン用アプリで、身体障害者手帳の情報をアプリ内に登録することで、写真付きで手帳の情報をスマートフォンの画面に表示できるようになります。

議員がおっしゃいますように、国においては、令和2年6月に障がい者に過度

の負担とならないよう、障がい者の本人確認の簡素化が示されたところであり、障害者手帳の提示を求めず、「ミライロ I D」を活用し、鉄道、バス、娯楽施設等の全国の事業所において割引の利用が広がっております。奈良県の自治体においても、県をはじめ、生駒市、橿原市、天理市、田原本町、大淀町、十津川村が既に導入しており、さまざまな公共施設での割引が可能となっております。

また、この「ミライロ I D」を活用することで、利用者が障害者手帳を見せる必要がなく、本人確認がスムーズに行うことができ、スマートフォンをばつと提示できることから、心理的負担を軽減できるとも言われております。

このことから、本町といたしましても、障がいをお持ちの方の利便性の向上等に資することから、デジタルによる障害者手帳情報の活用として、早期に公共施設における運用開始に向けて、所管課と情報共有、調整を行い、「ミライロ I D」を活用してまいります。

今回、貴重なご提言をいただき、ありがとうございました。「ミライロ I D」の導入の際には、企業や各団体等にも積極的に広報や SNS 等で情報発信してまいります。

さらに、障がいのある方にとって暮らしやすい社会は、全ての人にとって暮らしやすい社会であることから、誰一人取り残さないインクルーシブ・スマートシティさんごうの実現に向け、ぬくもり、そして心が感じられるインクルーシブなまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（高田好子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） ただいま部長から、現在の障害者手帳のそれぞれの交付状況や、障害者手帳の交付を受けている方の使用減免施設をお聞かせいただきました。また、大変ありがたいことに「ミライロ I D」の導入について前向きに実施を導入考えていただけるということで、大変に感謝申し上げます。また導入に至りましたら、おっしゃっていたとおり、しっかりと周知のほうもよろしく願いいたします。

その中で、難病の方の現状もお聞かせしていただく中で、現在はなかなかされていないというお答えもありましたけれども、平成 25 年 4 月に施行されました障害者総合支援法におきまして、障害者福祉サービス等の対象となる障がい者の

範囲に難病などの方々の方が加わったことによって、施設の利用料を割引の対象としている自治体もございます。また、難病の方からは、毎年更新が必要で、発行するまでの期間も長く、診断書や所得証明、世帯の住民票などさまざまな費用がかかるお声も聞いております。

そこで一つお伺いいたします。本町でも経済的負担軽減や社会参加の機会の拡大になるため、難病患者の方も施設の利用料の割引対象としていくべきと思われませんが、今後検討していただけるかどうか、お聞かせください。また、町から県に要望書も上げていただき、難病の方の負担軽減にも努めていただきたいと思っております。本町は、インクルーシブシティさんごうの実現に向け、お互いを支え合いながら、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを推進しております。「ミライロID」は、障がいを持つ方が健常者と同じように当たり前のように生活ができるようになるため、利便性の向上につながる大切なアプリと考えております。早い段階での導入を期待しております。ご答弁をお伺いし、私の2問目の質問を終了させていただきます。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

難病の方の公共施設の割引についてですが、先ほども申し上げましたが、現在のところ、本町におきましては減免対象施設はございません。手帳の所持者が割引対象となっております現状でございます。

しかしながら、議員がおっしゃいますように、障害者総合支援法におきまして、障害者福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲に難病の方が加わりましたので、手帳をお持ちでない難病の方の経済的負担の軽減や社会参加の機会の拡大のために、今後、他の自治体の例を参考にしつつ、関係部局と調整を図りながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、難病の方の支援につきましては、インクルーシブの観点からも、難病で苦しむ方を社会全体で支える必要があると考えております。このことから、町村会等を通じて、機会があるごとに国へ、そして県へしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（先山哲子） それでは、2問目の質問は終了いたしました。6番、高田好子議員の質問は以上をもって終結いたします。

暫時休憩といたします。再開は午前10時50分です。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時50分

議長（先山哲子） それでは、8番、澤美穂議員。一問一答方式で行います。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 澤美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 皆様、おはようございます。2期目となりましたが、初心を忘れず、目配り、気配り、心配りをしながらこれからも議員活動に邁進してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきまして、私の1問目、孤独死、孤立死防止とエンディングサポートについてをお伺いいたします。

今年の春に美松ヶ丘内で孤独死で亡くなる悲しい出来事がありました。異変に気づいたのが私でしたので、警察への通報からご遺族への引き渡しまで携わることになりました。ご両親亡き後、お一人暮らしをされていて、コロナ禍となりまして、離れて暮らすご親族とも、ここ数年疎遠になっていたようです。誤解のないように申し上げますが、ご近所との関係はとても良好で、生活リズムが違っていたために、会えなくても不審に思われなかったことから死後6日間経過しており、決め手になったのは、民生委員さんがマニュアルに沿って調べてくださったままの新聞でした。最近新聞を購読されない家庭も増えており、確認する手だてがない場合も考えられます。三郷町は高齢化率も高く、今後もこのようなケースが増加すると思われませんが、昨今、未婚率も高くなっていることから、今後は、身寄りのない高齢者だけの問題ではなくなってきています。

全国的に不登校などからのひきこもりが長期化し、8050から9060問題へと移行しつつあり、この先、100歳の親が70歳の子どもの面倒を見る、10070問題に発展することも予想されます。子は働かず、親の年金で生活をしているため、親が死んだことを故意に届けられない場合と、長年ひきこもっていたために、社会との接点やその知識がないために、親が死んでも、どうしてよいか分からず、届け出ない場合もあるようです。親亡き後、誰にも存在を知られることがないまま、孤立死する中高年も増えてくると考えられます。ひきこもりからだ

けではなく、親の介護のために仕事を辞めざるを得なくなり、働くことができないまま、仕方なく親の年金で生活しているケースもあり、子が介護で疲弊し、先に亡くなってしまうこともあるようです。

孤独死する可能性は誰にでもあります。同居していても、家で1人でいるときに亡くなられてしまうこともありますし、悲しいことですが、今、夫や息子がいる私も10年先、20年先のことは分かりません。

私の弟は県外の消防署の指令室で今勤務をしているんですが、最近、アップルウォッチからの119番通報が増えているらしく、当初は、半信半疑のまま現場へ急行すると、本当に倒れておられ、精度の高さに驚かされていると聞いていたので、万一のときは、家族よりもアップルウォッチのほうが頼りになるなど、国民全員がアップルウォッチを装備していれば、孤独死やひき逃げが防げるのではないかと話していたところでした。

お一人暮らしで孤独死をされていた場合、持家の場合は空き家となり、放置されたままとなり、賃貸物件だと事故物件となってしまう、発見が遅れば遅れるほど家屋へのダメージも大きくなり、その部屋の原状回復費用を誰が負担するのかも問題となっています。いかに孤立死させないか。離れて暮らす親を見守るツールは、昔は電気ポットを使ったか使ってないかというCMでやっていたのが記憶にあるんですけども、今やLINE、人感センサーや照明器具等で、その費用もさまざまなものがあります。特に、長年ひきこもられていると、親死後は所在不明となり、安否確認するのもたやすくありません。親が健在のうちに聞き出せるだけ情報を聞いておくことも大切だと思います。ひきこもっていても、スマホは持っていることは多いので、弟さんを51歳で孤独死で亡くされた方が開発されたエンリッチ、LINEを使った見守りサービスに登録してもらい、安否確認の通知にタップしていただくだけで、お互い手軽に安否確認ができるつながりを持っておくのも一つの方法だと思います。

死後発見されないと、どれだけ悲惨な状態になるのか。こちら54歳の父親を孤独死させてしまった遺品整理人となった方が、写真ではショッキング過ぎて見せられない、目を覆うような悲惨な現場をミニチュアにされた本、こちらですね、「時が止まった部屋」という、この本があります。これはミニチュアで作られているのでもありながら、とてもリアルで、こんな形で絶対に死にたくないと思ってしまうぐらいインパクトのある内容です。この本を使うなどして、孤立死や

自死で発見されないのは、どれだけ惨めな最期になるのか、防止啓発にも力を入れていただきたいと思います。

身寄りがない場合や親族と疎遠になっている場合、死後事務を誰に任せたらよいかと不安を抱えておられる方も多いと聞いています。社会福祉協議会が死後事務を行っている自治体も増えています。一例を申し上げますと、北海道本別町、茨城県つくば市、埼玉県越谷市、東京都文京区、中野区、岐阜県可児市、京都市、福岡市、福岡県福津市、福岡県苅田町が、今のところ死後事務だけではなく、生前事務も取り扱っておられることが確認できました。

死後事務の契約方法としては、50万程度のお金を契約時に預けておく預託金制度、また、毎月支払う保険金制度のどちらかが使われているようです。新型コロナウイルス禍で深刻化した社会的孤立に悩む人への支援を強化する孤独・孤立対策推進法が5月31日成立し、対策推進本部をつくり、官民による地域協議会への設置が自治体の努力義務となりました。

22年度には、自殺者が4%も増えたとの報告もあります。今までは隣近所が高齢者を見守ってきたことが、今は残念ながらできなくなってきました。また、住民の負担になると、自治会に入らない、民生委員のなり手がなくなることもつながってまいります。三郷町としては、今後どのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、澤議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

人と人とのつながりが希薄になったと言われる今日この頃、孤独死、孤立死の問題が増加しております。特に、コロナ禍となったここ数年は、人との接触を減らすことを求められたため、この問題がより深刻化しております。孤独死等を未然に防ぐためには、早期に要保護者の把握が必要とされており、本町では、電気、ガス、水道、不動産、新聞配達、農協、郵便局、介護事業所等、高齢者の方と接する機会の多い事業所約40事業所と協定を結び、三郷町暮らしのネットワーク事業として見守り活動を実施しております。異変があった場合には、事業所から連絡をいただき、警察と連携しながら、現場確認を行っております。

孤独死等の事例は、高齢者に多く見受けられておりましたが、最近では、高齢

者のみならず、一人暮らしによる単身世帯にも見受けられ、民生委員の方をはじめ、自治会や地域の方々、警察、消防、社協と連携しながら、見守りをお願いしているところでもあります。

さて、議員がご質問のLINEによる見守りシステム導入についてですが、本町が実施している見守り事業といたしましては、家庭にある固定電話に設置する緊急通報装置の貸与事業を行っております。この機器では、通報装置のボタンを押すと、24時間待機しているコールセンターに電話がつながり、事前に登録いただいている緊急連絡先への連絡調整、状況によっては、病院に緊急搬送していただける仕組みになっております。また、月に1回お伺い電話としてその方の状態確認を行うこともしていただいております。

次に、エンディングサポート事業についてですが、本町では、平成30年度から終活講演会を毎年実施しております。講演会ではエンディングノートの書き方、行政書士による相続相談会、なぜ終活は必要なのか、終活を始めるタイミングとはなどをテーマに、専門の講師をお招きして終活講演会を実施しております。参加者の方には、エンディングノートをお渡しし、生前から自分自身の在り方を考えてもらうなど、エンディングノートの必要性も説明しており、参加者からはご好評をいただいております、今後も引き続き行ってまいります。

また、身寄りがない場合、死後事務を誰に任せたらよいのかという問題については、専門家による死後事務受任や成年後見人制度をご利用いただくなど、関係機関につないでいるところでもあります。

これらのことから、議員からいただいたご質問につきましては、福祉の総合的内容であることから、本町におきましては重層的支援体制整備事業を実施しており、今年度からは単身高齢者等訪問事業といたしまして、民生委員の方の訪問拒否や福祉の世話になりたくないという方に対しまして、訪問する専門員を配置いたしました。

今後におきましても、身寄りのない高齢者だけでなく、9060問題をはじめ、さまざまな問題が考えられますので、自治会、民生児童委員、保健、福祉等の関係機関等も含め、情報収集のための人的なつながりを生かし、積極的なアウトリーチにより孤独死等の予防、発見につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

8番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） ありがとうございます。

死後事務契約には、まだまだいろいろな課題と思われませんが、三郷町といたしましても、終活講演会などをしてくださって、啓発活動に努めていただいているということでございますが、揺り籠から墓場までという言葉、皆さんお聞きになられたことがあると思いますが、三郷町は生まれる前から亡くなった後までのパーフェクトサポートを行っていただければと思うんです。竜の子霊園で樹木葬、自然葬など、ご本人が望まれる弔いができれば、満足のいく最期を迎えられるのかなとは思ったりもします。

メメントモリ、これはラテン語で死を恐れるな、死を想えという意味で、諸説ありますが、人生において、いつか死ぬことを避けられないと自覚することで、今を大切に生きるということを促すというニュアンスで使われていますが、若者には、ゲーム等でなじみのある言葉になっているようです。生まれてくることは選べないけれども、どのように弔われたいかは、死期は選べないまでも、決められることは決めておくことで、安心してその日を迎えることができるのではないかと思います。

また、空き家となった家や土地を寄附、遺贈してもらうことも考えられますが、固定資産税等の問題も発生してまいります。今、空き家や土地をゼロ円で譲り合うサイトもありまして、調べてみましたら、三郷町のとある土地も実際に譲られておりまして、動画で三郷町の駅前から王寺町までが案内されていて、何か新鮮な気持ちで見ていたんですけれども、そういうサイトも使っていただきまして、空き家もなくすというふうにしていただければと思います。

三郷町も、ご本人、ご近所に住まれる方にとって一番よい方法を今後も模索していただくことを要望いたしまして、私の1問目の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

議長（先山哲子） 回答はいいんですか。1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。

8 番（澤 美穂） 議長。

議長（先山哲子） 8 番、澤美穂議員。

8 番（澤 美穂）（登壇） 続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。

投票する権利を守る選挙支援カードの導入をについてお伺いいたします。

今回の町議会議員選挙の投票率は前回よりも下がってしまっていて、投票していただく側の私にとっては、とても残念なことでした。私の支援者の方からも、投票率の向上についてどうするかを考えるように言われましたが、町政に興味を持っていただけていないことの表れでもあるのかなど。もっと議会を身近に感じていただけるように、開かれた議会を目指し、議会改革を推し進めなければならないと痛感をしております。

投票されなかった方にぜひ知っていただきたいのは、皆さんの1票にどれだけの価値があるかということです。1票の価値の出し方については、いろいろと計算式があるようですが、先月号の雑誌アエラで取り上げられていた計算式を例として挙げさせていただきます。予算掛ける議員の任期割る有権者数で計算されていきましたので、三郷町に当てはめると、町の予算111億円掛ける任期4年割ることの4月23日当日の有権者数1万8,874人で計算しますと、三郷町議会議員選挙の1票の価値は約235万円となります。先ほど聞いておられましたもうちょっとで電気自動車を買えるぐらいの価値があるということになるんですけども、有権者の約半数の方が投票していない。投票率もですが、今回の選挙の無効票が170票あったと公表されています。私の後援者の立会人に聞いたところ、私の疑問票は1票で、さわみと書いてあったそうです。これはもう問題なく、1票として認められたと報告を受けていますが、この認められなかった疑問票170票が無効票になってしまったのは、本当にもったいないです。選管にきちっと確認していないので、これが白票だったのか詳細は分かりませんが、文字として成立していない票もあったと聞きましたので、せっかく投票に来てくださったにもかかわらず、民意が反映されていないのは本当に残念です。

私が手話を教えていただいた方が投票所に入られるということを通告書に書かせていただいたんですが、実は通告書に書きにくいことがありまして、こちら、一応参議院選挙のときに実際あったことなんですけれども、投票所に入られるのを見て安心したということで、今回、議員の中に代理投票制度があることをご存知ない方がおられまして、今回初めて当選された方もいらっしゃるの、ぜひみんな、この議員が代理投票制度について再確認するという意味を込めまして、別の質問を用意していたんですけれども、今回この質問を充てさせていただきました。もちろん、障がいをお持ちの方には、ひょっとしたら投票所にも行けない方もいらっしゃるかもしれないんですけれども、調べてみましたら、選挙支援カ

ードというものを導入されている自治体もあります。実は、カードというと、これぐらいかなと思っていたんですけど、A4サイズでこんな感じでやられています。中身については、代理投票って何ということ、利用したい、そのほかの支援が欲しいということで、もうチェックするだけで、これをお渡しすれば、係の方が代わりに投票していただけるということになっています。

これもネットで印刷したり、また、投票所に置いていたり、いろんな啓発方法を取られているところもあるんですけども、三郷町でもたつたひめとか載せていただいて、用意していただければと思うんですが。

三郷町でも、障がいを持たれた方だけではなく、高齢者、病気やけが等で聞き手が不自由になり、理由から、文字を書くのが難しい方にも大切な1票を投じていただく手段として選挙支援カードを導入し、その周知をしていただけたのなら、代理投票制度があることの再確認にもなり、また、投票率の向上にもつながるのではないかと考えます。

次回がいつになるのかも分かりませんが、早いに越したことがないので、次回の選挙から、選挙支援カードの導入をしていただけないでしょうか。お伺いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（先山哲子） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

公職選挙法では、障がいや病気、高齢等により自ら投票用紙に記載をすることができない場合においては、代理投票をすることができる旨が定められており、選挙人の方が代理投票を希望すれば、あらかじめ代理投票の補助者として選任されている職員2名のうち1名が、投票用紙に選挙人の指定する候補者の氏名等を記載し、他の1名がその記載内容を確認することとなっております。

先般の統一地方選挙におきましても、知事、県会議員選挙で11名、町議会議員選挙で17名の方が代理投票により投票をされております。代理投票以外にも、点字投票や車椅子用記載台の設置等、さまざまな事情を持った選挙人の方が投票しやすいよう、投票環境の向上に努めているところでございます。

また、選挙人の方が投票の支援を希望する場合の方法として、本町では、受付に職員を常時2人以上配置し、投票所の受付において、本人または付き添いの方

から申し出があった際に迅速に対応するとともに、選挙人の方が困っておられる場合には、職員から積極的にお声がけをさせていただき、きめ細やかなサポートを心がけております。

さて、議員ご提案の選挙支援カードでございますが、自分自身で支援の申し出をしにくい方や会話がしづらい方も遠慮なく支援を申し出ることができるよう、イラストや文字で支援内容を記載したカードなどを用いて、指さし等により、選挙人の方と円滑にコミュニケーションを図る取り組みを行うものであり、他の自治体での導入事例もございます。

議員おっしゃいますように、投票におきましては、実際に投票所に来られた方への支援だけではなく、支援の申し出をためらうことによって、投票所へ来られない方を少しでも減らしていくことが投票率の向上につながるものと考えております。

つきましては、障がいをお持ちの方も、そうでない方も、全ての方が支え合うインクルーシブの観点から、今後、選挙支援カードの導入に向けまして前向きに検討させていただき、誰もが投票しやすい環境の向上に積極的に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（先山哲子） 回答は、よろしいですか。2問目の質問は終了しました。8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結いたします。

2番、吉村今日子議員、一問一答方式で行います。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 吉村今日子議員。

2番（吉村今日子）（登壇） 初めての質問で大変緊張しております。どうぞよろしくお願いいたします。

子どもの医療費助成について質問させていただきます。

子どもの医療費助成は、今年度から高校卒業まで拡大され、大変喜ばれています。私が子どもの医療費助成拡大に向けた署名活動に参加し始めた頃は、対象は就学前まででした。その後、小学校卒業まで、2011年4月に入院のみが2012年12月に通院も対象が拡大され、さらに、2013年10月、通院、入院とも中学卒業まで広がりました。そして、この4月からは高校卒業までになりました。三郷町では、2011年4月に一部負担金も撤廃されています。

しかし、小学生以上は窓口での立替払いがあります。月末、給料日前に子どもが熱を出したが、お財布の中身を見て、病院に連れて行くのをちゅうちょしたことがある。また、病院の窓口で、今持ち合わせがこれだけしかないけど足りるかなと不安な思いをした。そういう声をお聞きしています。あとから返ってくるのならば、窓口立替払いをなくすことはできませんでしょうか、町の考えをお聞かせください。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、吉村議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

子ども医療費助成制度は、子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、医療保険の自己負担分を助成する制度で、本町におきましては、平成23年度より一部負担金を、平成28年度より所得制限を撤廃して実施しております。対象年齢につきましても、本年4月1日からは、中学校卒業までとする奈良県の補助基準よりもさらに拡充し、高校生世代までを対象として実施しているところであります。

その詳細でございますが、未就学児につきましては、医療機関等での窓口負担が不要な現物給付方式を、小学生から高校生世代までにつきましては、一旦窓口負担をしていただき、後日助成金を支給する自動償還払いをして採用しております。

議員のご質問の子ども医療費助成窓口立替払いについてですが、給付方式の対応につきましては、基本的に市町村単位で決められるものではなく、奈良県では、未就学児のみ現物給付方式を採用しております。経緯といたしましては、未就学児に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置、いわゆるペナルティーが撤廃されたことに伴い、令和元年8月診療分より未就学児のみ対象として導入されました。これまで、小学生以上の子どもにつきましては、国の減額調整措置が適用され、国保財政や県の統一保険税率にも少なからず影響を及ぼすことから、毎年減額調整措置の撤廃と現物給付方式の対象年齢引上げを国に強く働きかけるよう、市長会、町村会を通して、県へ要望してまいりました。

そうした中、奈良市が本年8月より現物給付方式を中学生まで拡充して実施することになりました。経緯といたしましては、奈良市を除く全ての中核市が中学

生まで現物給付方式を採用しているためであり、県内の他の市町村に影響を及ぼさないよう、市単独で減額調整措置分を補填することを前提に、県内で先行実施されるものです。この動きを受けまして、本町を含め、奈良市以外の市町村も減額調整措置を受けてでも、現物給付方式を中学生まで拡充する方向で、県及び国保連合会を交えながら協議を行い、令和6年8月から県下統一で中学生まで現物給付方式の対象年齢を引き上げることといたしました。

現在は、運用変更に伴う費用やシステムの改修内容といった事務処理の詳細について詰めているところであります。

また、先般、こども・子育て政策の強化についての政府試案が発表され、今後3年間で取り組む施策の一つとして、高校生世代までを対象に減額調整措置の廃止が盛り込まれたことから、今後の国の動向にも注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

2番（吉村今日子）（登壇） 中学卒業まで、来年8月から奈良県下で現物支給というお話で、お子さんを育てている方々、大変喜ばれると思います。三郷町では、せっかくこの春から助成の対象を高校卒業まで拡大したわけですから、高校卒業まで窓口払いなしにと一歩進んだことはできないでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、吉村議員の再質問にお答えさせていただきます。

現物給付方式につきましては、全国知事会議が今年の7月28日、7月29日に奈良市で開催され、安心して子どもを産み育てるためには経済的な支援をさらに充実させ、社会全体で子育てを応援していくことが重要だとして、子ども医療費助成に関しまして、国保の国庫負担が減額される調整措置について全廃を提言に盛り込みました。さらに、先ほども申し上げましたが、政府は本年の3月31日に高校生世代までを対象に減額調整措置の廃止の方針を打ち出しました。これらのことから、子ども医療費の助成、そして、現物給付方式の問題につきまし

ては、本来は国が責任を持って制度を構築すべきであると考えているところですが、本町といたしましても、一足飛びにはいきませんが、国の動向を注視しつつ、高校生世代までの現物給付方式の対象年齢引き上げを早期に実現できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（先山哲子） よろしいですか。1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 2番、吉村今日子議員。

2番（吉村今日子）（登壇） 2問目の質問に移らせていただきます。

子どものインフルエンザ予防接種に助成をについてです。コロナ禍、手洗い、うがいの励行、マスクの着用などの感染対策により、コロナだけでなくインフルエンザの感染も抑えられてきました。しかし、この5月8日よりコロナは2類から5類に変更になったことで制限が緩和されたこと、インフルエンザの感染が抑えられていたために、インフルエンザに対する免疫低下も懸念され、流行することも考えられます。

日本感染症学会、インフルエンザ委員会委員の青木洋介佐賀大学医学部教授は、この3年間ほどインフルエンザのウイルスにさらされる機会が減ったことで、特にインフルエンザへの免疫が少ない若い世代で感染が広がりやすくなっている可能性があるとして指摘しています。子どものインフルエンザの予防接種は任意で自己負担です。三郷町では、65歳以上の高齢者は無償となりましたが、子ども達に対する助成はありません。

低年齢児の感染では、重症化の確率が高く、脳炎や肺炎を併発することもあります。インフルエンザの予防接種は、1回3,000円から5,000円で、13歳未満は2回接種しなければならず、経済的理由から接種を見合わせるケースもあります。また、インフルエンザの流行期は、高校や大学受験の時期と重なり、受験生が万全な体調で試験に挑むことができるよう、ワクチンの接種も有用と考えられます。予防接種で完全に防ぐことはできませんが、重症化を防ぎ、高齢者への感染を防ぐことにもつながります。もしも、インフルエンザにかかった場合、子どもの医療費は、三郷町では医療費助成があり本人は無償ですが、医療費の公費負担は多額になります。全国的にも助成するところが増えていきます。

奈良県では、生駒市が生後6か月から小学校6年生と妊婦、身体障がい者1級相当の方に1人当たり2,000円の助成があります。王寺町が、生後6か月から小学校卒業までと中学3年生、高校3年生に費用の2分の1、上限1,500円。今年からは、斑鳩町でも、小学生と中学3年生、高校3年生に助成が始まります。今シーズンは、昨年12月末に3年ぶりに流行し、1月末には注意報レベルとなり、2月上旬にピークを迎えました。また、5月に入って、インフルエンザの集団感染が全国各地の学校で相次いでいます。三郷町でも流行期に感染が増えることも考えられます。子ども達の生命と健康を守ること、医療費削減の観点から、三郷町でも、乳幼児、小学生及び中学3年生、高校3年生の受験生へのインフルエンザ予防接種費用の助成はできないでしょうか、町の考えをお聞かせください。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（先山哲子） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、吉村議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

予防接種には、予防接種法に基づき、対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期接種と、予防接種法に基づかない任意接種があり、根拠法令のほか、助成の有無や健康被害の補償等に違いがあります。

定期接種につきましては、市町村が主体となって実施するもので、A類疾病とB類疾病の予防接種に分類されます。また、A類疾病には、ロタウイルス、B型肝炎、風疹、はしか、ヒブ感染症、日本脳炎、結核など、主に集団予防に重点を置いたもので、本人に対し接種の努力義務や国からの接種勧奨もあり、原則全額が公費負担となります。B類疾病では、インフルエンザなど個人の予防に重点を置き、本人に対し接種の努力義務や国からの接種勧奨はありません。

しかしながら、高齢者に対するインフルエンザの予防接種は予防接種法施行令により定期接種とされており、本町では65歳以上のインフルエンザ予防接種は無償であり、全額を公費で負担しています。

一方、子どものインフルエンザ予防接種は、高齢者とは異なり、予防接種法上は定期接種ではなく、あくまで任意接種と位置づけられており、個人の判断により接種され、保護者負担となっております。

議員ご指摘のとおり、本町では今年度より子ども医療費助成制度の対象年齢を

18歳まで引き上げ、子育て世帯の負担軽減にも寄与しているところであります。このようなことを踏まえ、本町といたしましては、子どものインフルエンザ予防接種にかかる費用の助成は、現段階では考えておりません。

以上でございます。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

2番（吉村今日子）（登壇） 現段階では助成は考えていないというお答えでしたが、先ほども触れましたように、この3年間ほど、インフルエンザにさらされる機会が減ったことで、特にインフルエンザへの免疫が少ない若い世代で感染が広がりやすくなっている可能性があるという指摘があります。インフルエンザの感染状況や近隣市町村の立地状況を勘案しながら、今後、乳幼児、小学生、中学3年生、高校3年生へのインフルエンザワクチンの助成なり、無償化なり、考えてはいかがでしょうか、町のご意見をお伺いいたします。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（先山哲子） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、吉村議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

議員ご質問の今後の見解につきましては、子どものインフルエンザ予防接種が任意から定期接種へ法改正されることも考えられます。また、国及び県の補助金制度が確立されるなど、財源の確保にも努めていく必要があるため、今後国の動向には注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。2番、吉村今日子議員の質問は以上をもって終結いたします。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、1問目のクラブ活動費と生徒会費を就学援助の対象にということで質問をいたします。

就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法第26条教育基本法学校教育法第9条に基づき、経済的に困難な小中学生のいる家庭に学用品や給食費などを補助

する制度で、対象は生活保護受給者とそれに準じる程度に困窮している準要保護者です。この就学援助について、文部科学省は2010年度からクラブ活動費と生徒会費、PTA会費を新たな項目としました。そのうち三郷町では、PTA会費を2019年度より対象としました。また、2022年度よりは、オンライン費も支援の対象としています。

日本では、7人に1人の子どもが貧困状態にあり、ひとり親世帯の子どもの貧困率はさらに高く、2人に1人が貧困状態となっています。その上、コロナ禍や生活費高騰の影響で困難を抱える家庭が増加しています。

就学援助のクラブ活動費については、そのクラブ活動に必要な用具等で当該活動を行う生徒全員が個々に用意することとされているものについて、用具またはその購入費及び当該活動を行う生徒全員が一律に負担すべき経費で、中学校は年額3万150円となっています。クラブによってはユニフォームやスパイク、野球部ならグローブやテニスならラケットなど、自費購入する必要があるものに援助されるものです。

自分が本当にやりたい部を選ぼうとしても、そのクラブ活動にたくさん費用がかかるなら、家庭の厳しい経済状況から我慢して、あまり費用のかからない別の部にしようとするかもしれません。そういうことがないように援助すべきだと思います。また、生徒会費はクラブ活動費に比べれば負担額が少ないですが、両親とも非正規雇用で収入が不安定だったり、経済的に困難な世帯には少しでも援助していくことが大切です。そのために、クラブ活動費と生徒会費を対象にすべきと考えますが、町の考えはいかがですか。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（先山哲子） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、神崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校教育法第19条におきまして、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされていることから、生活保護法に規定する要保護世帯へは、国と一部町が援助しており、要保護世帯に準ずる程度に困窮していると市町村が認める準要保護世帯へは、町が就学援助事業として実施しております。

援助内容につきましては、学用品費、通学費、入学準備金、修学旅行費、校外

活動費、学校給食費等に加え、令和元年度にPTA会費及び卒業アルバム代を、令和4年度にオンライン学習通信費を新たに援助の対象としたところでございます。

まず、議員ご質問の生徒会費につきましては、要保護世帯及び準要保護世帯からは徴収していないことから、現状、就学援助の対象としておりません。

一方、クラブ活動費につきましては、もし費用を援助するとなると、入部している生徒とそうでない生徒で援助費用に差が生じることや、加入しているクラブによって活動費が異なり、公正公平でない理由などから、就学援助の対象としている自治体が少ないのが現状でございます。

しかしながら、本町では、保護者の経済的負担の軽減を図る取り組みといたしまして、全国、近畿、県、郡の大会旅費や登録費などをそれぞれのクラブに対して直接補助をしております。

近年のコロナ禍や物価高騰等により、依然保護者の経済的負担が増加していく中で、今後はこの補助を充実させ、要保護世帯及び準要保護世帯のみではなく、全ての生徒、保護者が安心して、クラブ活動に参加できるような体制づくりを目指してまいります。

以上でございます。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 部長の答弁では、生徒会費については、就学援助を受けている人からは徴収していないということですので、就学援助の対象にはなっていないけれども、実際には負担していないということなので、生徒会費のほうは、これでいいと思います。

クラブ活動費ですけれども、三郷町では、県大会、郡大会、また近畿、全国大会への旅費について補助を行っているということで、他の町と比べて、まだいいほうであるというようなことだったと思います。また、クラブ活動、どの子も同じようにというか、入っていない子もいるし、そういう観点からいえば公平ではないというようなことから対象にしてないというような答弁だったと思います。

2021年度の文部科学省の子供学習調査を見ますと、保護者が負担する学校教育費は、給食費を除いて、公立の小学校で6万5,974円、公立中学校では13万2,349円となっています。また、塾や習い事など学校外活動費が、小

学校では24万7,582円、中学校では36万8,780円となっています。この学校外活動費というのの額の多さということが、この調査があった頃には新聞とかで子育てにはお金がかかるんだという理由となって報道されていたと思います。

しかし、この学校外活動費というのは、世帯収入が低くて生活が困窮している家庭では、この費用を絞らざるを得ない。これを何とか。学校で負担するお金というのは出さないといけないんだけど、塾とか習い事とかというのはそれを子ども達にさせてあげられない、そういうことになってしまっていると思うんです。この学校外の費用を絞らざるを得ないということになると、スポーツや文化活動などの費用が少なく、また中学校の部活動への参加も少なくなるということになってしまいます。そうすると、スポーツや芸術など、広い意味での教育経験が奪われることになり、子どもの教育格差が助長されるようになります。憲法26条に、全て国民は等しく教育を受ける権利を有するとあります。その子どもが置かれた環境、親の経済状況によって不平等が生まれることがないようにしなければならないと思います。

就学援助の部活動費は、さっきも言いましたけど、年間で3万150円ですけども、もちろんクラブに入っていない子には出ませんし、かかった費用に出るだけですので、実際にはわずかな額となるため、いわゆる格差是正には程遠いかもしれませんけれども、そのことによって、その少しの援助でもやることによって、そのクラブ活動がやりやすくなるなら、やるべきじゃないかなと思っております。

この就学援助について、2010年から新3項目というのができたと言いましたがけれども、2010年で、2013年にちょうど10年前ですけど、そのことで私、一般質問をしたことがあります。そのときは3項目ともしないという答弁だったんですけども、この10年間の間にPTA会費が対象になったりとか先ほど部長もおっしゃったようにいろいろ前進もありましたので、今後も、部活動も対象になるように引き続いて検討をお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、2 問目のごみ減量化について質問いたします。

2019 年に策定された一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、中間目標年度である 2023 年度の町民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の目標値は 845.1 グラムです。2020 年度の実績値は 921.9 グラム。2021 年度の実績値は 918.3 グラムとなっています。2023 年度の目標値にするには、2021 年度の実績値 918.3 グラムから 73.2 グラム減らさなければなりません。2020 年度から 2021 年度にかけてはわずか 3.6 グラムしか減っておらず、2023 年度の目標値達成にはかなりの距離があると思っています。

2019 年 9 月議会の久保安正議員の一般質問に対して、町は、生ごみの取り扱いかなと思っています。生ごみは 70 から 80 % が水分であることから、水切りを徹底することで、重量を 10 % 減らすことができると言われている。ちょっとした家庭での水切りが減量化に直結するのではないかと。水分を切っていたことで、燃焼時間の短縮、燃料費の削減など、CO₂ の排出抑制にもつながると答弁をされています。

生ごみの水切りを徹底させるために、町はどのような取り組みをされてきましたか。また、今後どんなことを考えていますか。

また、最近のごみを資源ということで、燃やすごみと言わずに燃やすしかないごみという言い方に変えた自治体があります。その先駆けは福岡県の柳川市ですが、京都府亀岡市も 2021 年から名前を燃やすしかないごみに変更し、捨てる前に考えてもらうことで、リサイクルを進めて減量を図ろうと、分別を紙類、草、木類、小型金属類などを加えて 18 区分に増やしたそうです。その結果、1 年後の 2020 年度は、可燃ごみが約 15 % 減ったそうです。

亀岡市よりも三郷町のほうが分別収集は進んでいますが、燃やすしかないごみという観点から見ますと、剪定枝と草類が、業者からの持ち込み分は堆肥化されていますが、各家庭から出る剪定枝と草類は可燃ごみとして燃やされています。業者が持ち込む剪定枝と草類が堆肥化されているのですから、家庭から出る剪定枝と草類も別に回収して堆肥化すれば、可燃ごみが減り、剪定枝と草類の回収も減りますので、剪定枝と草類の分別収集も検討すべきではないかと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

環境整備部長（水口洋司） 議長。

議長（先山哲子） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。神崎議員の２問目のご質問にお答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画による町民１人１日当たりのごみ排出量の間目標値は８４５．１グラムであります。それに対し、令和３年度実績は９１８．３グラムでございますが、令和４年度の実績は、昨年度からの取り組みや啓発の充実などの効果もあり、８８４．０グラムでございました。前年度から、１人１日当たり３４．３グラム減らすことができ、達成率は９５．６％と、中間目標値にもう少しのところまで来ております。

さて、ご質問の、生ごみの水切りを徹底させるための取り組みであります。水切りだけでなく、生ごみ削減に関連する取り組みといたしまして、まず清掃センター独自で年４回発行しているごみ減量ニュースの９月号で、生ごみ削減に直結する食品ロス問題を取り上げ、１２月号では、はじめてみよう生ごみ減量生活という内容を記事にいたしました。また、１０月の広報では、食品ロスの特集記事を掲載するなど、１０月の食品ロス削減月間に合わせ、集中的に啓発を図ったものでございます。また、昨年度から生ごみ処理機等の購入に対する助成金を拡充したところ、令和４年度において、前年度の２．８倍となる２５件の助成実績がございました。ほかにも、生ごみ処理機モニター事業では、徐々にではあります。モニター件数が増えてきており、令和５年３月末現在で２８０基の貸与実績がございます。さらに、今年度からは循環型社会の実現に向け、生ごみのみならず、ごみ全体の削減を目指し、本町若手職員で構成するワンセブンプロジェクトの発案による、ペットボトルごみの削減を目的とした、みんなで持ち歩こうマイボトル普及事業や不要となった生活雑貨をごみにしない、生活雑貨リユース事業、あるいは、不要となった衣類にフォーカスした、衣類リメイク出品事業など、新たな事業に取り組んでまいります。

ごみの減量化につきましては、住民皆様のご協力が不可欠でございます。本町といたしましても、今後も粘り強く啓発に努めるとともに、今取り組んでいる事業をブラッシュアップしながら継続し、引き続きごみ削減に向けた事業展開を図ってまいります。

次に、家庭で出た剪定枝や草の回収を検討すべきとのご質問につきましては、新たな収集日の設定や収集体制の編成、分別の手間などを勘案しますと、剪定枝や草だけを個別に収集することはできかねます。確かに、個別に収集することで、

可燃ごみ量は削減できますが、全体のごみ量は変わりませんので、以前より主張されている町民1人1日当たりのごみ量を削減することにはつながらないことをご理解いただきたいと思います。

現状においては、従来どおり可燃ごみと一緒に出していただくこととなりますが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 生ごみの水切りについては、生ごみ処理機の補助金を増やしたことで2.5倍に増えた、買ってくれる人がね。モニターも280基になった。それから、昨年の秋には集中的にごみ減量化ニュースとか特集を組んだりして、いろいろ努力をされた結果、私が程遠いと言っていたのがかなり接近しまして、34.3グラム減ったということで、それは大変よかったなと思っています。さらに、いろんな全国で行われている取り組みなども参考にして、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それはいいんですけれども、剪定枝や草類を別に回収するのは今の体制では難しいということなんです。それで、難しいということと、別に回収してもごみ全体の量が減るわけではないということもおっしゃいました。ただ、今、三郷町では、ゼロカーボンシティ宣言を行い、環境に配慮した取り組みを推進しています。また、脱炭素先行地域にも選定されています。6月のごみ減量ニュース、この間入っていたんですけど、このごみ減量ニュースには、ごみを燃やすのではなく資源として、また、リサイクルして活用することで脱炭素に率先し地球温暖化を推進しましょう、身近にできるごみの分別を行い、将来の世代に明るい未来を託せるように頑張りましょうと書いています。可燃ごみを減らすことというのは温暖化対策にもなり、先ほど言いました燃やすしかないごみという観点もやっぱり大事だと思います。

今の体制では、回収が難しいということですのでけれども、だからできませんから、ご了承くださいと言われても、そしたら、今町が行っている、先ほど言いましたいろんな取り組みね。この3月には三郷町地球温暖化対策実行計画というのも出されておまして、その中にも再資源化の促進はCO₂削減につながることから、剪定枝や刈り草等の木質ペレット化や、まき、堆肥へのリサイクル推進が

挙げられています。こういったことを取り組みとしてしようということになって
いますので、回収体制が難しいからできませんということで済ますわけにはいか
ないと思うのですが、町のお考えはいかがでしょうか。

環境整備部長（水口洋司） 議長。

議長（先山哲子） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） それでは、神崎議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたとおり、現状を勘案しますと、今すぐに剪定枝や
草の分別回収に取り組むことは非常に難しいと考えております。しかしながら、
剪定枝等の分別回収ができれば、可燃ごみ量が減少し、資源化にも寄与できます。
また、広域のごみ処理運営に伴う負担金にも跳ね返ってくるなど、メリットがあ
ることは重々承知しております。本町といたしましても、令和7年度に、本格稼
働を予定しておりますごみ処理の広域化に伴いまして、既存の焼却炉を解体し、
その跡地に町独自のマテリアルリサイクル施設の整備を図り、さらなる循環型社
会の構築を目指しているところでもあります。

そういったことも踏まえて、この場でいつからとは言えませんが、将来的には
体制等を整えて、剪定枝や草の分別回収が実現できるように努めてまいりたいと
考えております。

以上でございます。

議長（先山哲子） 2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時ジャストといたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 0時59分

議長（先山哲子） それでは、休憩を解き再開いたします。

3番（南 真紀） 議長。

議長（先山哲子） 3番、南真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 三郷町にも観光大使をとということで、議長のお許しをいた
だきまして、一般質問させていただきます。

三郷町は、龍田大社や龍田古道、信貴山には農業公園のどか村や信貴の湯、開
運橋にはバンジージャンプ、そして、ホテルや旅館もあり、楽しめるスポットが
たくさんあります。令和7年には、川の駅もオープンする予定です。そして、三

郷町には三郷町にゆかりのある著名な方々が何人かいらっしゃいます。例えば、現在は、三郷町から引っ越されてもう今いらっしゃらないんですけれども、児童文学作家の武鹿悦子さんとか、それから、アナウンサーの三代澤康司さん、この方は今在住されています。そして、東京で今ご活躍中の世界のアカデミー賞を受賞された平田研也さん、そして、サックス奏者の寺田麗美さん、そしてギタリストの宮川春菜さんなど、調べたらまだまだたくさんいらっしゃると思います。受けていただけるかどうか分かりませんが、三郷町の観光大使、またはアンバサダーと最近は言うんでしょうか。そういうものを三郷町として、どなたかお願いしてみる気はございませんでしょうか。よろしく願いいたします。

環境整備部長（水口洋司） 議長。

議長（先山哲子） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。それでは、南議員のご質問にお答えいたします。

観光大使とは、地元にはゆかりのある有名人や著名人の方、あるいは、コンテストなどで選考された一般の方がその地域の観光資源を対外的に広く広報するというもので、これまで多くの自治体や観光協会などで採用されてきた観光PRの手法の一つであります。近隣自治体の状況でございますが、大和郡山市や生駒市、王寺町といった自治体において、観光や広報に関する大使が任命されており、年2、3回のイベント等で活動されているという状況でありました。

一方、本町におきましては観光大使としての任命はないものの、これまで吉本興業との連携事業により地域発信型映画の制作を通じ、本町の魅力を発信したことや、開運橋のバンジージャンプでは多くのテレビ番組で取り上げられ、タレントや芸人さんなどたくさんの芸能人の方にジャンプしていただいたこと、また、今シーズンからJリーグに昇格し、本町をホームタウンとする奈良クラブの選手、いわゆるJリーガーと一緒にスポーツを通じた本町のPRにも取り組んでいくなど、さまざまな形で有名人や著名人の方との連携による町の魅力発信に努めているところでございます。

さらに、今年度につきましては、奈良県出身の世界的映画作家である河瀬直美氏がエグゼクティブプロデューサーを務めるなら国際映画祭において、今後の活躍が期待される若手映画監督による奈良を舞台とした映画制作プロジェクト、NARA t i v e のロケ地に本町が選定されるなど、今後も観光大使とは違う形に

はなりますが、町の魅力を広く発信することを予定しているところであります。

さて、町内在住の著名な方を対象に観光大使に任命してみてものご提案でございますが、まずもって、議員ご指摘のとおり、快く受けていただけるかという問題がございます。また、著名人の採用に当たっては、ネームバリューはもちろんのこと、数多くメディアに露出することも重要な要素となってまいります。それ以外にも、さまざまな分野でご活躍されている方となることから、継続的な広報活動ができるのか、イベント等に合わせたピンポイントでのスケジュール調整が可能かなど、実際に運用していく上での課題があるところと考えるところでございます。これらの課題を踏まえ、本町における観光大使の任命につきましては、他の自治体の事例を参考にしつつ、候補者の選定や具体的な活動内容などを含め、引き続き検討させていただくこととし、当面は、これまでと同様にさまざまなところと連携することにより、有名人や著名人の方を通じ、町の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

3 番（南 真紀） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

3 番（南 真紀）（登壇） 違う形でというのもありだと思いますが、私が今回、このたびこの三郷町の観光について質問いたしましたのは、私ごとなんですけれども、私は奈良市で生まれ育ちました、自転車で奈良町や奈良公園周辺などを走っておりましたら、観光地では当たり前のように日本人も外国人も多く、とにかくそんな中を地元住民として自転車で走り回っておりますと、やっぱり私の町すごいでしょという幸せな気持ちになったものです。そして、子どもの頃から観光客の方々と話しするのが好きになりまして、国内外問わず、どこから来たのですかというふうに尋ねたり、道案内するのがすごく楽しかったものなんです。もちろん、誰もがそういう人で誰もがそうであるとは私も思っておりません。しかし、観光客の多い町に住んでいるというのは、とても誇らしいものです。なので、三郷町に観光客が増えるということは、三郷町への注目度も増して、三郷町の伝統とか文化、そして産業、自然景観などの保護、保全への意識が高まったりして、そしてまた伝統産業の担い手となる若者が現れるということも期待されます。そして、町に活気が出てくると、商業施設のほうから、そういう企業のほうから、三郷町で商売させてくれというふうに来てくれることも期待できます。

三郷町はこれまでも確かに、今おっしゃっていただいたようにいろいろとご努力されてきたことは、私理解しているつもりでございます。そのアイデアの一つとして、観光大使、またはアンバサダーという著名な方々にそういうふうなことをお願いしてみることをぜひご検討をしていただけたらありがたいと思います。

答弁は結構です。ありがとうございます。

議長（先山哲子） 3番、南真紀議員の質問は以上をもって終結いたします。

それでは、11番、辰己圭一議員、一問一答方式で行います。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 11番、辰己圭一議員。

11番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、二つ質問をさせていただきます。

まず、「インクルーシブ・スマートシティさんごう」の取組みについてお聞きをいたします。

三郷町は、2019年7月に内閣府のSDGs未来都市に選定をされ、三郷町が抱えるさまざまな課題に対して、ICT、IoT技術の活用による住民の生活の質の向上、子どもから高齢者まで誰一人取り残すことなく、生涯にわたって活躍できるまちを目指し、大和川の水害に苦しめられてきた過去から災害にも強く、エネルギー資源を積極的に活用するまちとして、人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGOの実現を掲げ、2030年のあるべき姿として、効率的かつ先進的な運営を目指し、取り組んでおります。

また、昨年11月には、環境省より奈良県から初となる脱炭素先行地域に選定されました。これは、2050年カーボンニュートラルに向け、全国で少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現することにより、地域課題の解決と住民の皆様の実生活の質の向上を図り、脱炭素に向かう取り組みの方向性を示すモデル地域となるものです。

今年は、生駒市も選定されましたが、三郷町はFSS35キャンパス奈良学園大学跡地を核として、子どもの第3の居場所づくりとしての側面を持つスポーツパークも含め、信貴山のどか村と三室山コープタウンのこの三つのエリアを脱炭素先行地域として、ゼロカーボンで加速する全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の実現に向け、SDGsの理念であります誰一人取り残さないまちづくりと

脱炭素社会の同時実現を官民連携で事業を進めています。そして、これらをコンセプトとして、インクルーシブ事業に積極的に取り組んでいます。

令和5年度では、さまざまな事業のインクルーシブ予算を設け、分け隔てなく誰もが自分らしく住みやすいインクルーシブシティさんごうの実現を目指し、まちづくりを進めているところではございますが、ここで、森町長にお尋ねをいたします。

5月の臨時議会において、森町長の閉会の挨拶の中でお話をされていました。今回、新たなステージとして、インクルーシブシティとスマートシティの両者を融合したインクルーシブ・スマートシティさんごうを構築し、インクルーシブ予算を確実に執行するため、新たなプロジェクトを立ち上げ取り組んでいかれるということですが、具体的にどのようなことを考えておられるのか、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 今、辰己議員からいろいろとお話いただきましたので、回答させていただきたいところなんです。私の作った文書よりも、辰己議員のほうがすばらしく三郷町のやってきたということをお話いただきましたので、ほとんど内容は変わらんものだと思います。

それでは、一応作りしましたので、読ませていただきます。

ご承知のとおり、本町は議員各位の多大なご支援のもと、令和元年7月にSDG s 未来都市に選定されました。その後、令和2年3月には、SDG s 未来都市計画、要はSDG s 未来都市計画というのは、三郷町での計画の中で、最上位に来る計画でございます。それに基づきまして、ICT、IoT技術を活用したまちづくりの基本計画であるスマートシティ構想を策定し、これまで、人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGOの実現を掲げ、地域BWAネットワークを活用した防災情報システムの導入や子ども達の見守りビーコンの設置、ローカル5Gの実証実験では、自動運転、顔認証による子ども、高齢者の見守りと、先進的かつ効率的な施策を積極的に進めてまいりました。

一方、本年3月議会の所信でも申し述べましたとおり、SDG s の理念である誰一人取り残さないまちづくりのため、障がいの有無や年齢、性別、国籍などの区別なく、みんながお互いを支え合う、誰もが住みやすいまちとして、インクル

ーシブシティの実現を掲げ、インクルーシブ予算を本年度の予算の柱とさせていただいたところであります。

また、議員おっしゃいますように、昨年11月には奈良県で初となる脱炭素先行地域に選定され、インクルーシブの理念のもと、FSS35キャンパスを核に、ゼロカーボンで加速する全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の実現を目指しているところでもあります。

インクルーシブの包摂、要するに、包み込むという考え方は、心の温かさが土台となっており、全ての人々が安心して生き生きと輝ける、輝きと安らぎのあるまちのさらなる発展のためには、デジタル技術の活用やハード整備だけでは終わらないインクルーシブで心のこもったまちづくりが何より重要となります。このことから、インクルーシブシティとスマートシティの両者を融合したインクルーシブ・スマートシティさんごうの実現が急務となってまいりました。急務となったもので、町の最優先施策として、さきの5月臨時議会の閉会挨拶において、議員各位にもお示しさせていただいたものであります。

さて、このインクルーシブ・スマートシティさんごうの実現に向かって、本年度のインクルーシブ予算の確実な執行や新たな事業を展開していくためには、全庁横断的に全ての部署が連携して行うことが必要不可欠となります。このことから今回、全部署の所属長である次長及び課長全員をメンバーに指名し、新たなプロジェクトを立ち上げることとし、6月1日に、インクルーシブ・スマートシティさんごうプロジェクトキックオフ会議を持ちました。今後、このプロジェクトにおいて、まずはインクルーシブシティとスマートシティの理念を融合したさまざまな事業実施の土台となる基本方針を策定したいと考えております。

そして、本年度のインクルーシブ予算が、この方針に沿って最大の事業効果を発揮できるかをしっかりと精査、検討しながら、確実に執行していきたいと考えております。

なお、このプロジェクトで検討した内容と本年度のインクルーシブ予算の執行状況等については、本年12月議会で報告させていただきたいと考えておりますので、どうかこれからも議員各位のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上です。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

11番（辰己圭一）（登壇） ただいま、森町長から、インクルーシブ・スマートシティさんごうの実現に向けて、各部局の38事業のインクルーシブ予算の執行と新たな事業の展開をしていくためには、全庁横断的にそれぞれの強みを生かしながら連携し、新たなプロジェクトを推進していくと答弁をいただきました。

三郷町は、昨年、森町長が掲げられた6大事業に取り組み、それに加えて、ごみ中継施設の建設、脱炭素先行地域の推進といった8大事業を進めています。また、SDGs、龍田古道を軸として、さまざまな取り組みを発案、企画、事業化を行う若手職員で構成されたワンセブプロジェクトを立ち上げるなど、三郷町はありとあらゆる事業が盛りだくさんで、官民連携と住民参加によるさらなる発展したまちづくりを目指しており、今後、先が楽しみでございます。

そして、インクルーシブ・スマートシティさんごうを実現していくためには、さまざまな事業を検討し、実施していくに当たり、いろいろと課題も出てくるかと思いますが、先ほど、森町長のお話にもありましたように、本年12月を目途に議会で報告していただけるとのことなので、よろしく願いいたします。

最後に、森町長から、インクルーシブ・スマートシティさんごうの取り組みに対しての思いをお聞きをいたしまして、私の1問目の質問を終えたいと思いますので、よろしく願いします。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、辰己議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたように、インクルーシブということとスマートシティということは、要するに、インクルーシブのほうは心の問題だと私は捉えています。そして、スマートシティというのは、効率的、先進的な取り組みで、それを融合することをしなければならない時期に来たのではないかなと思うんです。そして、先ほど、その内容についてはお話をさせていただきましたので、内容はちょっと置いておきます。ただ、このインクルーシブ・スマートシティを構築していくためには、私1人では全然何の役にも立ちません。どこが、誰が、そして、みんなというふうな形を取るべき基本路線を、そしたらどういう形で取っていくかということで、先ほど言いましたように、次長、課長全員がプロジェクトメンバーになって、全ての部署が携わっていただく、そして、携わる。ただ携わって、

自分とこのことだけではなく、人の部署のことであっても話ができる。重層的支援体制整備事業、そうなんです。要は、エリアマネージャーが各部署にあります。自分とこの問題ではないけれども、一緒になって問題解決を図ろうよということをやってくれているわけであって、いろんないい案が出てきます。一つの案を一つの部署でつくる、一つの課でつくっても、ちっちゃいちっちゃいものでしかない。これぐらいのものを広げることができない。これはもう、どういうことかということ、縦割りの弊害なんです。もう一番悪いことは、自分とこでやらなければならない。人と連携をするということを嫌う。これが非常にまずいパターンであって、もっと連携したら、小さいものが大きく大きく大きくなっていくのになということ、本当にどうしたらいいかというのを悩んでました。

今回、こういうことに、いきさつになったのは、あるクラス、はっきり言います、部長クラスです。部長クラス、ここに5人おります。5人がしょっちゅう会議をするんですよ。何をしゃべっているか知りません。私の悪口かもしれません。それはもう任そうかなと。何でもいいんです。そういうことによって部署間の連携がすごく取れるようになった。すごい強みなんです。今までなかったことですわ。でも、その部署間で、自分とこの部署はここがちょっと弱いからちょっと助けてとかいう話もしてはるんですかね。そういうことでされているみたいです。そういう部署間のつながりが非常に強くなりました。ということは、1じゃないんですよ。1から2になり、2が3になり、3が4になり、1が5になったと。5なんです、5倍の力になってきている。私にとってははっきり言って脅威なところもあります。怖いですからね、5人も集まれば。

それと、もう一つはワンセブンなんです。ワンセブンは、以前から若手の職員のアイデアを聞くことがよくありました。こんなんしたいな、こんなんできないですかねと言って、おう、それやったら、上げやと、出してきいよと言ったところ、いや、これを出せば上司に怒られます、上司に止められます。これ、ほんま現実なんです。途中が止めてしまいます。せっかくええ案であっても、若手、自分らは一番下ですから、めっそうもない、そんなもん出せません。何とか若手のアイデアを酌み取る方法はないかなというのをずっと考えていました。そして、もう1回、若手でチームを組んで、横横のつながりでもって、みんなで話し合いながら、出してきたやつを直接出さへんかと、こういう話になりました。そしたら、はっきり言って中抜きですわ。結局、そこまでにダイレクトに出します。ダ

イレクトに出してきてくれたことを私のところへ持ってきてくれて、こんななんなんです、あんななんなんです、こうしたらこうなります、そして、よくなっていきますということで、はっきりと起承転結ができ上がってきたということで、去年は、そのOKIPPAという再配達防止のやつをできました。これ、住民さんかなり喜んでいただいている、評価もいいなと思います。

最近、ご存知のとおり、ウォーターサーバーというものを置きました。協定もして、プラスチック、廃プラをなくす方向に一生懸命進んでいます。これはもう非常にいいことであって、メディアもかなり関心を持っていただいていると。そこは、やっぱり若手同士が横横の連携、自分とこの部署を飛び越えた話し合いをしているということで、誰が出したか分からないので、そのチームで出していますから、途中で、間で上司がこんなもんやったらあかんやんけと止めるすべがないんですね。それはもう非常にありがたいことであって、まだまだその案が今年度は五つ案を出てきますので、いま一つ終わっただけですから、あと四つ、皆さんも期待していただきたい。もう二つ出ましたかね。リユースのやつが出ますので、それも非常にありがたいな、かなりの数で、リユースのボックスに入れてくれているということで、これをまたネットで販売をすとかという計画を持ってくれています。

全ての発案の根源と案については、一切私は注文はしていません。こういうことせよなんて一言も言ってない。みんなで考えて、三郷町のためになる、三郷町の住民さんになることやったら、やりたいと言うたら、どうぞどうぞという世界で今進んでいるところでございます。

そういうこともあって、要は、何が言いたいかということ、上の部分、要は、部長の連携ができました。下の部分、要はワンセブン、若手の職員の連携もできました。じゃ、間の次長、課長、何してんねんということになってきます。確かに、次長、課長は、庁内、要は三郷町の役場の中では一番仕事が多いんですね。どうしてもそうなるんです。ですから、はっきり言いまして、新しいアイデアを出すなんてできません、こういう話もあります。しかしながら、これから三郷町を担っていく、行政を担っていくのは次長や課長のその世代になっているんです。ところが、ふだんのもうルール引かれたとこだけを走るのだから精いっぱい、こんなんでいいのかなあと私は思っていました。

そこで、1回プロジェクトをつくろうよと。そして、基本路線をちゃんと示す

から、それはどういうことを考えてくれてもいいと。部署間をまたいで、頑張っ
て提案をして、その答えを12月議会で皆さんにお示ししたいと思います。です
から、私の考えというよりも、次長や課長が、それぞれが思うことを横横のつな
がりて話をして、こういうことをしたいですという結論を私のところに持ってき
てくれる、こう思っていますので、ここで私がこういうふうな方向性じゃなくて、
インクルーシブであって、スマートシティであって、それが三郷のためになるん
であれば、非常にプラスになるのではないかなと考えましたので、こういうプロ
ジェクトを立ち上げさせていただきました。

そして、1回目、もうみんな集まってくれたんですが、非常にいい案を非常に
今後の運営というか、そのプロジェクトが動いていくスケジュールや案を出して
くれています。必死になって、今までやったことないことばかりですから、戸
惑いもありますけれども、そういうところに、私としてはやっぱり自律性も求め
たい、そして、考えるという動作をしてほしいと思ひまして、こういうプロジェ
クトを立ち上げさせていただいたところです。

ですから、最終的な目標というか、最終的な結果は、皆さんすいませんちょっ
と一遍見守ってやっていただきたいなと思うんですよ。どんないいもんできてく
るかな。私も期待をかけております。

今までになかった、行政がこういうやり方をしなければならぬというのは、
やはり今行政は、昔の行政ではもうやっていけない状態になりました。なぜか。
多様性なんです。問題があまりにも広くて、数が多くて、それを全て解決するの
に、その部署だけでは解決できないんですよ。ですから、横横のつながりをせい
と言ったら、こういうプロジェクトを立ち上げましょうという声が上がって、私
はうれしく思っています。

どうぞ皆さん、12月議会、楽しみにしてください。ありがとうございました。

議長（先山哲子） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 11番、辰己圭一議員。

11番（辰己圭一）（登壇） それでは、2問目の質問をさせていただきます。自転車
用ヘルメットの購入助成についてお伺いをいたします。

自転車は、自動車と違い、免許が不要で気軽に誰でも乗れることから、子ども

から高齢者まで多くの方が利用しており、大体2人に1人以上は自転車を所有していると言われております。

しかし、自転車は、事故に遭うと衝撃がもろに生身に伝わることから、重症化したり、死亡事故につながりやすくなります。全国で起きた自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて、平成30年から令和4年までの5年間の合計で約2.1倍と高くなっています。この奈良県においても、去年は数名の方が亡くなり、78人の方が重傷を負ったということですが、これも大半がヘルメットをかぶっていなかったということです。

今年、4月、京都の木津川サイクリングロードで、奈良市の男性が乗っていた自転車と同市の女性運転の自転車が正面衝突をいたしました。ヘルメットを着用していなかった男性は、転倒して、頭を強く打ち、病院に搬送されましたが、翌日未明に死亡されました。このとき、生死を分けたのがヘルメットでありました。ちなみに、自転車同士の衝突事故は、ヘルメットをつけていない場合、つけている状態と比べて、頭への衝撃が1.7倍にも及ぶと言われております。自転車での交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要でございます。

皆さんご存知のとおり、今年4月1日から、改正道路交通法の施行により、年齢を問わず、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。各地の警察は、利用者に着用を促すよう、自転車販売店や各自治体に依頼するなど、広報啓発活動を推進しています。

少し古いですが、有識者などで構成する自転車ヘルメット委員会は、2020年に自転車ヘルメット着用率に関する全国規模で実態調査を行いました。その結果、全国平均のヘルメット着用率は、全世代で11.2%で、愛媛県が一番高く、29%、奈良県は5%と全国平均を下回っています。この数字が示すように着用率がなかなか向上しないのが現状でございます。

また、奈良県の県民Webアンケートによりますと、ヘルメットを着用しないと答えた方がこれも多かったのですが、死亡事故を減らすためには、ヘルメットの着用が必要だと回答した方が、とても思う、ややそう思う、それぞれ合わせて9割を超えておりました。

そこでお伺いをいたします。まず初めに、本町での、昨年の自転車事故の発生率の現状と、園を含め、小中学校での自転車用ヘルメット着用の啓発については、どのように取り組まれているのか、教えてください。よろしくお願いいたします。

環境整備部長（水口洋司） 議長。

議長（先山哲子） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。辰己議員の2問目のご質問にお答えいたします。

自転車のヘルメットにつきましては、ご承知のとおり、本年4月1日から改正道路交通法が施行され、年齢を問わず全ての人に着用が努力義務化されました。自転車事故の種類には、自動車との衝突、自転車同士の衝突、自転車単独の衝突などありますが、いずれも運転者が自動車の車体や路面といった自身の体より硬いものに体を打ちつけるのが特徴です。そのため、ヘルメットを着用しない場合、頭部に大きな損傷を負うリスクが上がり、死亡事故につながる可能性も高くなります。

警察庁が公表している統計資料によりますと、先ほど議員のご指摘ありましたが、自転車運転中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っております。また、日本自動車連盟が行った自転車同士の衝突事故を再現した実験によりますと、頭部に受ける衝突は、ヘルメットを着用していない場合、着用者のおよそ1.7倍になるといったデータも出ております。

さて、本町における自転車事故発生状況でございますが、令和4年1月から本年4月までの期間で、34件の自転車交通事故が発生しております。その内訳は、物損事故が30件、軽傷人身事故が4件となっております。

また、園及び小中学校での自転車用ヘルメット着用の啓発についてですが、中学校では、本年3月の全校集会において、4月からヘルメット着用が努力義務となることの周知、啓発を行いました。一方、保育園や幼稚園、小学校では、このたびの道路交通法改正の内容に関連した個別の啓発は行っておりません。しかしながら、交通事故の被害を軽減するために、頭部を守ることは重要であることから、早急に周知及び啓発を実施し、自転車用ヘルメット着用の推進に努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

11番（辰己圭一）（登壇） ただいま水口部長から、町内の事故、自転車の事故の発生状況や自転車ヘルメットの啓発について答弁をいただきましたが、本町では34件自転車事故が発生しておるというわけで、先ほどもちょっと言いましたけども、奈良県内でもこの自転車事故で死亡されている、そういった事故も発生しております。こうした悲しい事故を防ぐためにも、ヘルメット着用の啓発が大事だと思います。また、学校等での啓発活動も今後また進めていただきますようよろしく願いいたします。

そしてまた、高齢者の方も含めて、今後、交通安全講話や交通安全教室などの開催を考えてもらえたらと思います。

ヘルメットの定着に向けては根気が必要で、継続して普及啓発に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここ数年は、コロナ禍の影響もあり、3密を避けたいと思う人たちが新たに自転車に乗り始めたり、従来以上に乗る回数や距離を増やしたりする、そういった傾向が出てきております。だからこそ、安全運転を徹底し、万一の場合に生命を守り、改めてヘルメット着用の大切さを啓発するいいタイミングであると考えております。

そこで、お伺いをいたします。大切な命を守るため、そして自転車用ヘルメットの着用を促すため、全国の自治体で自転車ヘルメットの購入を支援する補助制度を支援しているところがあります。また、この奈良県においても、奈良市、御所市、近隣市町村では、上牧町、河合町が助成をしております。この三郷町においてヘルメットの着用を推進するためにも、子どもや高齢者の方々に対して、自転車用ヘルメットの購入の助成はできないでしょうか。町のご見解をお聞かせください。

環境整備部長（水口洋司） 議長。

議長（先山哲子） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。辰己議員の再質問にお答えいたします。

自転車用ヘルメットの購入に対する助成ということでございますが、県内自治体では、奈良市というのはちょっと僕の中では知らなかったです。申し訳ございません。奈良市、御所市、上牧町、河合町において、購入費用の2分の1を補助

する制度がございます。本町におきましても、自転車の安全利用の促進や死亡事故を減らす観点からも、まずは警察とも連携を図り、しっかりと啓発活動に努め、同時に、助成制度の導入についても検討してまいりたいと思います。

先ほど、本町における自動車事故の件数を述べさせていただきましたが、もう少し範囲を広げて見てみますと、西和警察署管内では事故発生件数が339件で、そのうち重症人身事故が9件、死亡事故が1件ございます。また、奈良県内では、事故件数4,429件のうち重症人身事故が110件、死亡事故が6件発生しております。幸い、本町内で死亡事故は発生しておりませんが、坂道の多い本町の特性もあり、いつ何どき起きてもおかしくない状況かと思われれます。その死亡事故のうちヘルメット着用していたかどうかは把握できておりませんが、このように死亡事故が発生しているという事実、また、ヘルメット未着用の場合、致死率が2倍以上になるといったデータもあることから、1人でも多く命を守っていただく上でも、早急に制度の導入が必要ではないかと考えております。

つきましては、下半期からの導入に向け検討を進めていきたいと思いますが、助成の上限額や対象年齢など、自治体によってさまざまであることから、他の自治体の事例も参考にしながら、制度を設計してまいりたいと思いますので、その際は、議員各位のご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 辰己圭一議員。

11番（辰己圭一）（登壇） ただいま水口部長からお答えをいただきました。やはり奈良県内全体で自転車事故を見ると、かなりの件数があるようで、やっぱり死亡事故も6件あるということで、本当にヘルメットを着用して、しっかりと頭を守っていかなければならないなと思っています。

僕が調べて聞いたのは、この奈良県の、件数まで分からなかったんですけども、大半がヘルメットをされてないというのは、警察庁のホームページで調べたんですけども、これ奈良県だけに限らず全国的にまだまだヘルメットを着用されている方が少ないのかなと感じております。

しかし、非常に前向きな答弁が聞けたかなと思っています。この制度ができれば高齢者の方々もそうですけども、子育て世代の皆様にとっては非常にありがたい助成制度になるのではないかと思います。

ヘルメットの着用が努力義務とされたことでもあります。やはり子どもや高齢者の命を守るためにも、ヘルメット着用の必要性を町としてもいろんな形で発信していただき、自転車に乗るときはヘルメットを着用することが当たり前となるような文化の一助となるよう、最後をお願いをいたしまして、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（先山哲子） 2番目の質問は終了いたしました。11番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結いたします。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは、若者の出会いの機会創出のための同窓会開催支援をということで質問させていただきたいと思います。

現在の少子化の原因は、さまざまな要因の複合によるものとされていますが、その大きな要因の一つに、若者の非婚、晩婚化傾向が挙げられます。そして、その非婚、晩婚化の原因については、2021年に行われた第16回出生動向基本調査で調査されており、これによると、特に25歳を過ぎた独身者については、適当な相手にまだ巡り会わないからというのが結婚しない理由のトップとなっており、大きな要因となっていると考えられます。

そこで、三郷町としても、令和4年度から始まったSVM（サンゴウベリーマッチング）事業、三郷町が手がける婚活事業ですけれども、これと事業とともに若者の出会いの機会を創出していくためのさらなる取り組みが必要となると考えられます。その一つとして、同じ時代に、同じ町、同じ学校で生活してきたことで、共通の話題も多い同級生同士の再会を支援しまして、三郷町を舞台とした絆を再確認してもらえるような取り組みができれば、出会いの機会の創出のみならず、三郷町での定住促進にも寄与できるのではないのでしょうか。

具体的には、三郷町立学校の卒業生が同級生を集めて開催する同窓会に対して、経費の補助や町SNS上での開催の広報、その他会場の貸与等もあるかと思えますけれども、そのような支援を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。町の見解をお聞きします。

議長（先山哲子） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員がご質問の若者の出会いの機会創出のための同窓会開催支援についてですが、現在の少子化の現状、そしてその大きな要因が若者の非婚、晩婚化であることは、本町といたしましても認識しているところですが、令和4年の出生数は80万人を下回り、国の将来推計よりも11年前倒しとなり、人口統計を取り始めた明治32年以来、最も少なく危機的な状況となっております。

さて、議員もご承知のとおり、こういった現状に町として取り組むべく、本町では、令和4年度より、婚活事業、SVM（サンゴウベリーマッチング）を開始いたしました。この事業では、婚活イベントの実施のみならず、他市町と連携したマッチングの実施や、結婚前、結婚後の悩みを聞く相談所の運営など、複合的な取り組みを行うことで、今までにない少子化対策を目指しております。

ご参考までに、事業の現状をお伝えいたしますと、今月の18日に信貴山のどか村にて開催いたします婚活イベントには、6月6日現在で、何と41人の方が申し込んでおられます。内訳といたしましては、男性19人、女性22名の方でございます。加えて本年5月より開始いたしましたハロパトセンター、いわゆる結婚相談所につきましても、2名の方が来場されておられます。

議員の皆様方におかれましても、この機会に、お知り合いの方に本事業のご紹介をいただければ幸いです。

また、本事業を支えていただいておりますボランティアの方々、通称ハロパトメンターの皆さんも、毎月の定例会でさまざまな案を出し合い、精力的に活動されておられます。このことから、軌道に乗っている本事業を活用することで、今必要とされる若者の出会いの機会を創出していくことが可能であると考えております。

このたびご提案いただきました内容につきましても、本事業内で実施するイベントの対象者や開催場所を工夫することで、同窓会開催支援と同様の効果を求めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

7番（木谷慎一郎） 議長。

議長（先山哲子） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） ご答弁をいただきました。今回、町の事業として行う予

定はないけれども、サンゴウベリーマッチングの事業の実行の際に、アイデアの一つとして、それと同じようなことが行えるのではないかというようなお話だったと思います。

先ほどSVMの現状について答弁いただきました。これ今月18日に行われる婚活イベントが本当に41名の参加者を集めておられるということで、本当にすごくいい滑り出しといたしますか、これからの展開に期待が持てるなというような印象を受けました。これからもぜひ進めていただけたらと思います。

そこはそれとしまして、通告書でも述べましたとおり、少子化の原因としましては、大きな要因の一つに若者の非婚、晩婚化が挙げられるということになります。ですので、少子化対策という分野におきまして、子どもを持つ人に対する子育て支援は当然ですけれども、結婚をしたいと思っている人に対する結婚支援についても、双方どちらも進めていかなければならない、車の両輪であるというふうに考えなければいけません。結婚するかどうか、子どもを持つかどうかは個人の自由意思に委ねられるというのが大前提ではあるんですけども、そうしながらも、結婚したい、子どもを持ちたいと思う人が、それをちゅうちょしてしまう要因を可能な限り減らしていく、なくしていく。そしてまた、積極的にこれらを後押ししていくということが重要でないかというふうに思います。

子育て支援の重要性については、既に十分意識をいただいていると思いますので、結婚できる環境の整備、出会いの機会の創出などの結婚の支援についても、将来の国や三郷町の活力を維持するために、子育て支援と同等に重要であるということをぜひ意識していただきまして、サンゴウベリーマッチングの5か年計画で終わることなく、市町村でできることについて、積極的に今後も取り組んでいただけることを期待いたしまして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

議長（先山哲子） 木谷議員、回答はよろしいんですか。7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結いたします。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。明日から各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしく願いいたします。

それから、委員会室と議場には携帯電話持ち込まないか、もしくは必ずマナーモードにさせていただくようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会

午後 1時56分